

第5章 本市の取り組むべき課題

1 自然環境

(1) 耕作放棄地の有効活用と里地里山の保全活動

本市は肥沃な土壌を有しており、「桃・ぶどう日本一」を誇っています。しかし、近年は後継者不足や担い手の高齢化等により農家数は減少し、それとともに耕作放棄地も増加傾向にあります。

農地は産業の基盤であると同時に、里地里山の持つ生物の生息・生育の場としての機能を有しており、多様な生物の生命維持のためにも保全は必要です。そのためには、広域交通の要衝であり東京近郊に位置する立地条件を活かしたグリーンツーリズムを推進したり、ブランド化した農産物と観光を融合させたりしながら農業の魅力を広く伝え、新規参入を支援するなど耕作放棄地の解消を図っていくことが求められます。

また、過度の農薬使用等による環境負荷が懸念されていることから、肥料や農薬の量が適正量におさまるよう継続的な指導を行い、環境保全に配慮した農業を目指していく必要があります。

(2) 豊かな森林を維持するための仕組みづくり

本市の市域面積の約6割を森林が占め、黒岳（山梨県自然保存地区）や山梨岡（山梨県歴史景観保存地区）等の豊かな天然林を有しています。しかし、林業従事者の減少や木材価格の低迷により、手入れがなされない人工林の増加や自然林の減少等、森林の荒廃が懸念されています。

森林は野生生物の生息空間となるほか、水質浄化や水資源貯留等の水源かん養機能、土砂災害防止機能、さらに二酸化炭素の吸収等、多面的な機能を有しています。間伐や除伐等の適正な森林整備を進めるとともに、木材資源を積極的に循環利用することが求められます。

同時に、豊かな森林資源を生かした観光スポットとしての活用等を検討し、緑豊かな空間の保全と自然に触れ合うことができる空間の整備が求められます。

(3) 動植物の生息・生育環境としての連続性の確保、水と緑のネットワークづくり

本市は豊かな森林や笛吹川をはじめとする河川等、自然から多くの恩恵を受け、多様な動植物が生息しています。しかし、一方では森林の荒廃等から野生生物の生育環境の悪化が進み、野生生物による農作物の食害が増加しています。森林保全や連続性を保った緑の創出、河川環境の維持等、野生動植物と共存できる自然環境の保全が求められています。

また、都市の活性化を図る上でも、市民や観光客が自然に親しみ、憩い・ふれあう場の充実が求められています。このため公園や森林などの多様な緑の拠点と市内の主要な河川などを結ぶ、水と緑のネットワークを形成することにより、貴重な自然の保全と都市環境の質の向上につなげていくことが必要です。

2 生活環境

(1) 5Rの推進、ごみの減量化

「ごみ問題」は、ごみ焼却に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）の発生問題、マイクロプラスチックごみによる海洋汚染などとも関連する、最も身近な地球環境問題の一つとなっています。こうしたことから、本市ではこれまで、積極的にごみの減量化に取り組んでおり、生活系ごみの収集量は減少傾向にありましたが、近年、事業系ごみは増加傾向に転じつつあります。

全市域における5Rの推進について一層の取組が求められており、市民、事業者、市（行政）のそれぞれが、循環型社会の形成に向けて責任と役割をはたしていくことが求められます。

『5R』とは

ごみを減らすための、Rではじまる5つの行動のことです。

- Refuse（リフューズ）断る：ごみになるものを断ること
- Reduce（リデュース）発生抑制：ごみを発生させないこと
- Reuse（リユース）再使用：ものを繰り返し使うこと
- Repair（リペア）修理：ものを修理して使うこと
- Recycle（リサイクル）再生利用：資源として再生利用すること

(2) 農林業地域における計画的で秩序ある土地利用の推進

本市では、農用地や森林が広がるなか、郊外地域を中心とした宅地化の拡大、市街地周辺における商業施設及び住宅地の開発の進展により、都市的土地利用と農林業的土地利用の混在化が進行しています。このままでは、公園や下水道、道路環境などの整備不足を招く恐れがあるだけでなく、営農環境や美しい農村景観への影響も懸念されます。

本市の特徴ある景観や自然環境を次世代に引き継ぐために、都市機能を集約化し、利用目的に応じて地域を区分するなど、秩序ある土地利用の推進が求められます。

(3) 野外焼却（野焼き）や家庭ごみ焼却に関するルール・マナーの遵守やモラルの向上

農林業に関する焼却等に限り野外焼却（野焼き）が例外的に認められている部分もありますが、家庭におけるごみ等の焼却は法律で禁止されています。

アンケートにおいても、環境上、問題となっている出来事として、「野焼き」に係る意見が多くなっています。違法な焼却に対しては指導を行うとともに、農林業従事者に対してもマナーやモラルなど近隣への配慮を求め、農林業従事者と住民との相互理解を図ることが求められます。

(4) ごみのポイ捨てや不法投棄の防止

本市では、不法投棄の監視パトロールや監視カメラの設置等、独自に対策を行っています。しかし、不法投棄の件数は平成30年度で339件が確認されています。またアンケート結果によると、本市の環境上の問題として「ごみのポイ捨て」が多く挙げられており、特に、小中学生が問題としてとらえている傾向があります。

ごみの散乱は本市の景観を損なうだけでなく、市の宝である子どもたちの健全な育成にも悪影響を与える恐れがあるため、ごみのポイ捨てのないまちに向けて、一層の取組が求められます。

(5) 公共下水道の整備及び合併処理浄化槽の普及

本市の公共下水道普及率は60.7%（令和2年3月末）で、さらなる下水道整備を進める必要があります。また下水道全体計画区域外の地域については、合併処理浄化槽の普及が求められますが、浄化槽は定期的な保守点検・維持管理が行われないと機能が低下し、河川や水路の水質汚濁の原因となるため、浄化槽を設置した住宅の世帯主や施設の管理者には適切な対応を行うよう呼びかけていく必要があります。

3 文化環境

(1) 市街地における緑地の創出、公園整備の推進

本市は山林や果樹園、田畑等多くの緑に囲まれています。市街地においては宅地化が進む中で緑が不足している地域もあります。またアンケート結果によると、行政が市の環境を良くする上で取り組む必要があることとして「公園の設置やまちの緑化に取り組むべき」と回答した市民の割合が3割以上と、最も多くなっています。

既存の森林公園の維持管理とともに、身近な生活基盤として、市街地に点在する遊休地、水辺等を活用した公園・広場の整備や、公共施設の緑化等により一層取り組む必要があります。

(2) 歴史的・文化的資源の保全

本市には旧石器時代から人々が生活し、古代では甲斐国の政治・文化の中心地、中世は武田家ゆかりの地、江戸時代は甲州街道の宿場町「石和」、若彦路、鎌倉街道、秩父路が交差する交通の要衝として栄えてきた歴史があります。こうした特色ある歴史を認識し、郷土愛の礎として歴史資産を保護し将来に伝える努力をすべく、平成21年10月に「甲斐国千年の都 笛吹市」の宣言を行ったところです。

また、市内には5,000点を超える重要文化財が出土した釈迦堂遺跡に代表される縄文遺跡や聖武天皇の詔によって建立された甲斐国分寺、国分尼寺など、多様で貴重な歴史的資源を有しており、大神幸祭（おみゆきさん）等の伝統行事や石垣と兜造民家群が広がる芦川の集落景観は伝統的な暮らしに育まれてきた文化的資源でもあります。今後もこれらの伝統的な文化の保全・継承に努めるとともに、歴史的な景観資源としての保全が求められます。

(3) 美しい桃源郷の風景の保全と情緒ある温泉街の景観形成

本市は良好な立地条件と気候環境により、多くの高品質な作物を栽培しており、中でも果樹園は本市の耕地面積の約9割を占め、桃源郷の美しい風景をつくり出しています。しかし、一方で耕作放棄地が増加し、景観を損ねる部分も生じています。このことから、本市が有する豊かな自然を観光資源として活用することにより、都市との交流を活発にし、恵まれた農地・果樹園の存続と農村景観資源を保全することが必要です。

また、石和地区には宿場の名残や商家、寺社等の景観資源が分布し、電線の地中化や看板等の屋外広告物の規制、空き店舗の再利用を通して、情緒ある温泉街の風情を創出していくことが求められます。

(4) 安心して暮らせるまちづくりのための基盤整備

本市の理想像について尋ねたアンケート結果によれば、市民、中学生とも「安心して暮らせるまち」が最も多くなっています。こうしたことから、公共施設や道路、橋りょう、上下水道等の社会基盤の耐震補強など、大規模な災害への備えを着実に進めていくことが求められています。また治安の悪化につながる空き家の適正管理や利活用、滞在者も含めた通行者の安全を守る歩道の整備など、安心して生活できる住環境の整備が必要です。

4 地球環境

(1) 公共交通機関の利用促進と環境負荷の少ない自動車利用の普及

市営バスの利用者数は令和元年度に大きな減少となりましたが、公共交通網は高齢者や障がい者などの交通弱者をはじめ、多くの市民の移動手段となっているだけでなく、大量輸送可能な公共交通機関の利用促進は環境負荷の低減につながることから、自家用車からの転換を促しながら公共交通網の維持を図っていくことが求められます。

また、山梨県の運輸部門における1人当たりの二酸化炭素排出量は全国平均の約1.5倍あります。自動車に依存した生活の中で、環境負荷が少ない自動車利用の促進が効果的であり、必要不可欠だと考えます。エコカー（ハイブリッド自動車、低燃費車）等の低公害車の利用を促進するとともに、アイドリングストップ等のエコドライブの周知を図り実践を促す必要があります。

(2) 再生可能エネルギー導入の推進と無秩序な開発の防止

発電時にCO₂を出さない再生可能エネルギーの活用は、地球温暖化対策として欠かせない取組であり、二酸化炭素排出量実質ゼロを達成するためにも、太陽光発電設備などによる再生可能エネルギーの普及を一層推進していく必要があります。

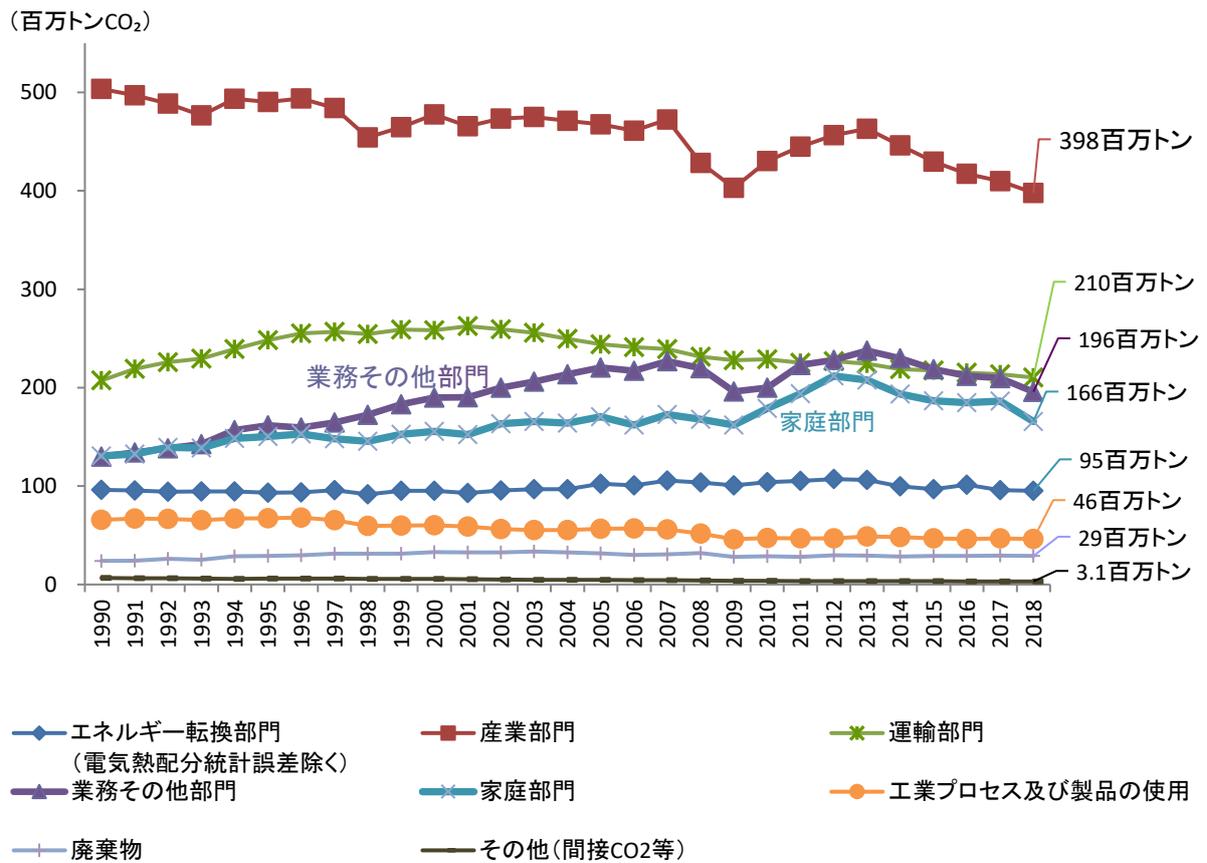
また、笛吹川をはじめとする河川や農業用水路による小水力発電の活用も今後期待ができることから、導入や普及について考えていく必要があります。

一方では、太陽光発電施設は山間部や耕作地へ設置されるケースがあり、防災、環境、景観面などで近隣住民とのトラブル等が生じないように設置者との事前の調整や指導が必要です。

(3) 家庭やオフィスにおける実効性のある地球温暖化対策に向けた方策の立案

近年は、国全体における民生部門(家庭部門・業務その他部門)からの二酸化炭素排出量が減少傾向にあります。地球温暖化問題は世界的に年々深刻さを増しており、家庭や事業所を含め、より一層の実効性のある温暖化防止活動が必要となっています。家庭や事業所に対して、環境保全に係る情報提供や啓発活動などを活発に行い、地球温暖化の防止に向けた取組の促進を図るとともに、各主体が一体となって実践できるような体制づくりが求められます。

■ 図 国内のCO₂の部門別排出量（電気・熱配分後）の推移



出典: 国立研究開発法人国立環境研究所

5 環境保全活動基盤

(1) 地元の環境資源を活かし、生活の中で生きる環境教育の充実・向上

学校で行われる本市の豊かな環境資源を活かした環境教育の実践に向けて、地域住民の協力を仰ぐほか、身近な環境の状況が分かるような情報を提供するなど、環境学習支援に努める必要があります。また家庭においては、ごみの分別や省エネ行動等を通して、ライフスタイルの見直しや、環境保全活動の実践・促進が求められます。

さらに、こうした環境に係る教育を、環境分野における知識の習得や活動の実践にとどまらせるのではなく、例えばプラスチックごみや食品ロス削減などの取組が、経済、社会、文化の各側面にどのような影響を与えるかまでも考えられる教育を行うことが、次世代を担う人材育成には重要です。

(2) 市民や事業者の主体的な取組意欲を引き出す仕組みづくり

市内ではボランティア団体やNPO等、市民が様々な形態で森林整備等の環境保全活動に取り組んでいるほか、事業所や市民団体がアダプト・プログラムをはじめとした美化活動を行っています。

アダプト・プログラムの登録団体数は減少傾向にありますが、アンケート調査によると今後制度を利用したいという人の割合は多くなっています。このような市民の間から生まれる自主的な取組の芽を育てるとともに、さらに幅広い層に対して働きかけていくことが求められます。

そのため、市民や事業者が必要としている情報の提供や啓発活動を活発に行いながら、取組に対する動機づけやメリットの付与を通じて、やりがいを持って活動できるような仕組みづくりの構築に努める必要があります。

第6章 計画の理念等について

1 計画の基本理念

笛吹市環境基本条例では、本市の環境の保全及び創造に関する基本理念を以下のとおり定めています。本計画では、この基本理念の実現に向けて取り組むものとします。

《環境保全・創造の基本理念》

- 環境の保全及び創造は、現在及び将来の世代の市民が健康で文化的な生活を営む上で必要となる良好な環境を保全するとともに、その環境が持続して享受できるように適切に行われなければならない。
- 環境の保全及び創造は、人と自然との共生及び資源の循環を基調とした環境への負荷の少ない、持続可能な発展ができるまちづくりを目的として行わなければならない。
- 環境の保全及び創造は、適切な役割分担の下、市、市民、事業者及び滞在者がそれぞれの役割を自覚し、自主的かつ相互に連携して推進されなければならない。
- 地球環境の保全は、人類共通の課題であり、地球の環境保全と深く関わっていることを踏まえ、市、市民、事業者及び滞在者がこれを自らの課題として積極的に推進されなければならない。

2 本市が目指す環境像

水・花・緑 彩り豊かな桃源郷 みんなで未来につなぐまち

本市は、御坂山塊をはじめとする山岳や豊かな森林、きれいな空気、笛吹川水系の大小様々な清流など多くの自然に恵まれています。ここに暮らす私たちは、このような自然環境とそこに生きる生物から多くの恩恵を受けており、この地で育った桃やぶどうの生産高は日本一を誇り、桃の花が作り出す美しい桃源郷は人々を楽しませています。

今を生きる私たちは、こうした類稀な財産を、次代に引き継いでいく必要があります。そのためには、笛吹市環境基本条例の理念にも謳われているとおり、行政のほか、市民・事業者はもちろん、旅行者等の滞在者にも参加を促し、環境の保全に必要な様々な行動を起こすことが重要となります。

また、平成29年度に策定した第二次笛吹市総合計画では、市の将来像を「ハートフルタウン～優しさあふれるまち～」と定めています。その実現に向けて「幸せ実感 100年続くまち」を基本目標の一つに掲げ、「豊かな自然環境と調和した都市としての姿を今後も保ち、災害や犯罪等の不安なく、安全、安心に暮し続けることができる環境を通じて幸せを実感できるまち」を目指しています。

こうしたことから、前期計画で目指した環境像「清流と緑の大地 桃源郷 未来につなぐ 笛吹市」を踏まえながら、市・市民・事業者・滞在者の協働により、豊かな自然環境と調和した、安全、安心に暮らし続けることができる生活環境を創り上げ、守りながら、次代に引き継いでいくという、より強い意志を込めて、本計画において目指すべき環境像を上記のとおり定めることとします。この環境像を市全体で共有し、一体となって環境の保全や創造に長期的に取り組んでいきます。

3 各主体の役割

笛吹市環境基本条例では、本市における環境の保全及び創造に関して、市民・事業者・滞
在者・市がお互いの立場や特性を尊重し、対等及び公平な関係の下で互いに協働する責務がある
ことを定めています。

＜ 市の役割 ＞

- 本市の特性を踏まえ、環境の保全・創造に関する効果的な施策を立案し、実施する。
- 施策の設計及び実施に当たっては、市民、事業者及び滞在者の参加・協力を促進し、その意見を聴取、反映するように努める。
- 自らの事務及び事業の実施に当たっては、率先して環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 市民等が行う活動を支援し、協力する。

＜ 市民の役割 ＞

- 環境の保全・創造に向けて前進していくため、日常生活における環境負荷の低減に自ら努める。
- 地域の特性に応じた環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する。

＜ 事業者の役割 ＞

- 事業活動に伴って生ずる公害を防止し、自然環境の適正な保全のために必要な措置を講じる。
- 事業活動において、再生資源などの環境負荷の少ない原材料、環境に配慮した役務などの利用等に努める。
- 製品の使用・廃棄に当たっては、排出抑制、適正な循環的利用及び適正な処理が図られるよう措置を講じる。
- 環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する。

＜ 滞在者の役割 ＞

- 本市の区域における活動に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する。

4 環境目標

目指す環境像を実現するために、環境分野ごとの環境目標及びそれを達成するための基本施策を次のとおり定めます。

環境目標1 自然環境 豊かな自然と人が共生するまち

本市は、兜山や御坂山塊に代表される山地、笛吹川水系に属する様々な河川、桃・ぶどう日本一を誇る農地など、豊かな自然環境とそこに生きる多種多様な生物から、多くの恩恵を受けています。この恵まれた環境を次世代に引き継ぐため、人と自然がふれあえる機会を通して保全・維持を推進し、動植物と共生するまちづくりを目指していきます。

環境目標2 生活環境 安心して健康的に暮らせるまち

大気汚染や水質汚濁、廃棄物、騒音・振動、新型コロナウイルスのような新興感染症の発生等、私たちの生活環境に影響を与える事象は数多くあります。それらに対して、大気環境への負荷低減や生活排水処理施設の整備、地下水の保全、食品ロス・プラスチックごみの削減等による循環型社会の実現などを通して、日々の生活や事業活動による環境への影響を最低限にするとともに、まちの美化や暮らしのマナー・モラルの向上、感染症対策のための「新しい生活様式」の推奨に努めることで、健康で安らぎのあるまちづくりを目指していきます。

環境目標3 文化環境 快適で文化的な空間の広がるまち

本市は美しい桃源郷の風景のほか、安らぎの場となる公園や貴重な歴史・文化的資源、石和地区を中心とした温泉街など、心地よさを感じられる文化的な空間を多種多様に有しています。こうした空間を維持するため、緑化の推進や歴史・文化の継承、街並み景観の保全を図るとともに、郷土学習における教材や観光資源としての活用も進めながら、快適で趣のあるまちづくりを目指していきます。

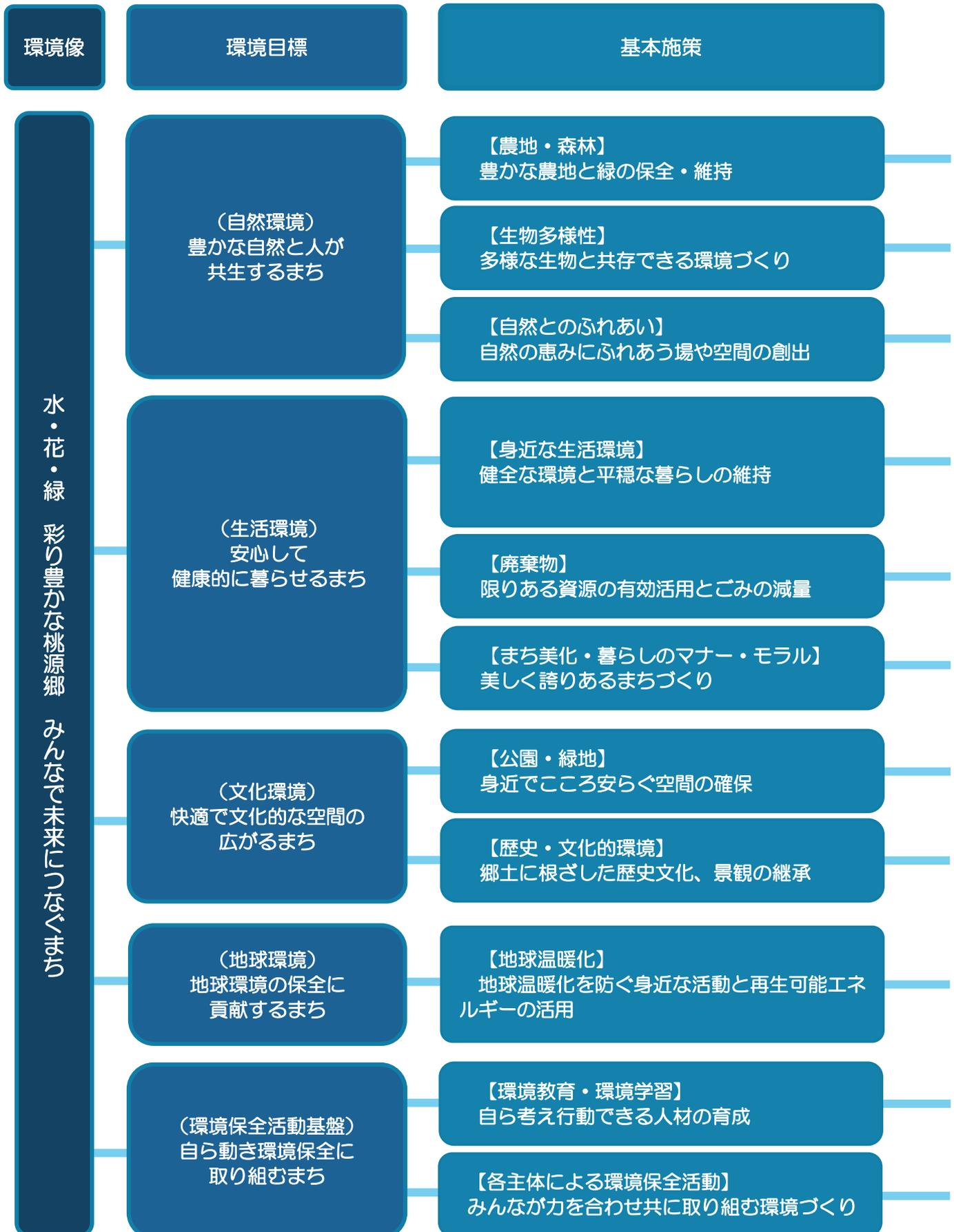
環境目標4 地球環境 地球環境の保全に貢献するまち

近年は、持続可能な社会の形成のため、国、自治体、企業など、地球的規模で脱炭素社会への取組が行われています。本市においても「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しており、再生可能エネルギーの普及促進、地域公共交通の利便性向上による自家用車からの利用転換をはじめ、一人ひとりの省エネルギー行動の促進を通して地球温暖化防止を図るなど、地球環境の保全に貢献するまちづくりを目指します。

環境目標5 環境保全活動基盤 自ら動き環境保全に取り組むまち

環境問題の多くは、私たちの日常生活や事業活動を要因として発生しており、これらを解決するためには、一人ひとりが環境に対して関心を持ち、環境に与える影響を自覚したうえで、責任を持って行動していく必要があります。環境教育・環境学習を通して地域の環境について理解を促すとともに、環境保全活動を行う個人や団体を支援・育成するなど、市民や事業者が自主的に環境保全に取り組むまちづくりを目指します。

5 施策の体系



施策展開の方向性

- | | |
|----------------|------------------|
| ①持続可能な農業の推進 | ②環境保全型農業の推進 |
| ③地産地消の推進 | ④森林の維持・管理の仕組みづくり |
| ⑤森林の多面的機能の理解促進 | ⑥地場産材の利活用促進 |

- | | |
|------------------|----------------|
| ①開発行為等に対する規制 | ②開発における生態系への配慮 |
| ③野生生物の実態把握 | ④野生生物の保護・保全 |
| ⑤野生動物による農作物被害の防止 | ⑥外来種対策の推進 |

- | | |
|------------------------|------------|
| ①自然と調和した河川環境の整備 | ②水辺空間の安全管理 |
| ③身近な自然とふれあえる場や空間の創出・整備 | ④自然保護意識の高揚 |

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| ①暮らし・事業活動に伴う大気環境負荷の低減 | ②暮らし・事業活動に伴う水環境負荷の低減 |
| ③水資源の適正利用 | ④安心・安全な水の供給 |
| ⑤土壌環境負荷の低減 | ⑥暮らし・事業活動に伴う騒音と振動の防止・低減 |
| ⑦秩序ある土地利用による混在化の改善 | ⑧近隣公害の発生の抑止 |
| ⑨新興感染症の予防・まん延防止 | |

- | | |
|------------------|------------|
| ①ごみ排出量の減量化、5Rの推進 | ②食品ロス削減の推進 |
| ③ごみの適正処理の推進 | |

- | | |
|------------------|----------------------|
| ①不法投棄防止に向けた対策の強化 | ②周囲に配慮したマナーの遵守、モラル向上 |
| ③環境美化を促進する仕組みづくり | |

- | | |
|-------------------|---------------|
| ①安心して利用できる身近な公園整備 | ②市街地における緑化の推進 |
| ③公共空間における緑化の推進 | |

- | | |
|------------------|----------------|
| ①文化財の保護・保全 | ②郷土芸能、伝統文化等の継承 |
| ③学習の場としての歴史文化の活用 | ④桃源郷などの農村風景の保全 |
| ⑤情緒ある郷土景観の形成 | |

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| ①脱炭素社会の実現に向けた市の取組姿勢の明確化 | ②再生可能エネルギーの普及促進 |
| ③環境負荷低減に向けた地域公共交通の維持管理 | ④環境負荷の少ない自動車利用の促進 |
| ⑤省エネルギー行動の促進 | ⑥省エネルギー機器の普及促進 |
| ⑦市の率先した省エネルギー行動 | ⑧その他地球問題への積極的な対応 |

- | | |
|-------------------------|---------------|
| ①地元の自然環境を活かした環境教育の充実、向上 | ②環境情報の提供体制の充実 |
| ③体験型学習の促進 | |

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ①取組意欲を向上させる仕組みづくり | ②地域の人材の育成・活用 |
| ③市民団体の交流・連携の促進 | ④環境に配慮した事業活動の促進 |

6 環境施策

《環境目標 1：自然環境》 豊かな自然と人が共生するまち

○関連する SDGs



<基本施策 1 - 1：農地・森林> 豊かな農地と緑の保全・維持

(1) 現状

本市は「桃・ぶどう日本一の郷」として、農業が基幹産業の一つとなっており、農用地の面積も 3,266ha と市の面積の 16.2%を占めています。農地は農作物生産の場であるだけでなく、人間と自然のかかわりあいを作り出してきた里地里山として、固有種を含む多くの野生生物が生息・生育するとともに、本市を特徴づける桃源郷の景観を形成しています。

現在、都市住民の求める自然とのふれあいや環境学習等のニーズを満たす場として農地を活用する市民農園や体験農園の促進等の施策を、NPO 等の各種団体との連携を図り推進しています。

森林は、二酸化炭素吸収源としての地球温暖化防止や、地下水等の水資源のかん養等、多面的な役割を担っています。面積は 11,821ha で、市の総面積の 58.5%を占めており、地域住民の生活に密着した里山から、林業生産活動が積極的に実施される人工林帯、広葉樹が多い天然の樹林帯まで多彩な森林で形成されています。

これらの森林を利用して、誰でも森林と親しめる森林文化の森として、金川の森、兜山の森、稲山ケヤキの森で、自然景観や生態系に配慮した散策路の整備や、森林体験など環境教育が進められています。

(2) 目指す姿

桃源郷の豊かな彩りを織りなす、農地、森林が適切に管理され、活力ある状態で育成されている姿を目指します。

(3) 目標とする指標(※)

環境指標(A:成果指標、B:取組指標、C:モニタリング指標)		単位	現在値	中間目標	最終目標
A	農用地面積	ha	3,265.9	3,200	3,150
C	耕作放棄地の面積(農林振興課調べ)	ha	236	—	—
B	新しく耕作を始めた人数	人	11	16	22
B	学校給食において地元農産物を使用する割合	%	21.73	23	25
C	農業塾(援農支援センター事業)、農業学習会、セミナーの開催回数	回	24	—	—
C	参加者数	人	605	—	—
C	市民農園の面積	m ²	8,445	—	—
C	林野面積	ha	11,821	—	—
B	林業体験の実施学校数	校	2	2	2
B	参加生徒数	人	70	70	70
C	森林体験の実施回数	回	1	—	—
C	参加者数	人	130	—	—
C	森林経営計画認定面積	ha	1,833.72	—	—

※環境指標の種類ごとの定義及び現在値、中間目標、最終目標の時点は次のとおりです(以下、同じ)。

A:成果指標	…目標への到達度を表す指標
B:取組指標	…目標達成に向けた取組の進捗状況を表す指標
C:モニタリング指標	…継続的に数値をモニタリングし、状況の経年変化を把握する指標
現在値	…令和元年度の実績値
中間目標	…令和7年度の実績値
最終目標	…令和12年度の実績値

(4) 市の取組

施策展開の方向性	取組の概要	担当課	備考(※)
① 持続可能な農業の推進	(耕作放棄地の把握)		
	・農地パトロールの実施等、遊休農地及び耕作放棄地の現状把握	農業委員会	
	(農地流動化の推進)		
	・土地所有者と耕作希望者をつなぐための支援	農業委員会 農林振興課	
	(農業の担い手の育成)		
	・都市住民や大学生等、耕作希望者(Uターン、Jターン、Iターン)の受け入れ態勢の強化	農林振興課	
	・関係機関と協働した、農地の保全・管理の担い手の育成システムの充実	農林振興課	
	・農業学習会やセミナーの開催を通じた、農業に関する指導(経営や技術等)の推進	農林振興課	
・新規就農者等に対する農機具購入支援等を通じた、農業へ参入しやすい環境づくり	農林振興課		

施策展開の方向性	取組の概要	担当課	備考
	(農村・農業の活性化)		
	・グリーンツーリズムの仕組みづくりの検討	観光商工課	新規
	・ホームページによる観光客の誘致・PR活動の支援	観光商工課	新規
	・農産物及び物産の認知度向上	観光商工課	新規
	・日本農業遺産の維持と世界農業遺産認定後の取組支援と情報の発信	農林振興課	新規
② 環境保全型農業の推進	(化学肥料・農薬の適正利用)		
	・農薬散布時の周辺への飛散（ドリフト）の防止	農林振興課	
	・関係機関と連携した、適正な農薬使用促進	農林振興課	
	(啓発活動)		
	・病害虫に関する注意喚起、農業指導の促進	農林振興課	
③ 地産地消の推進	・地場産農産物の利用拡大等、地産地消の普及に向けた仕組みづくり	農林振興課	
	・学校給食への地場農産物の積極的利用	学校教育課	
④ 森林の維持・管理の仕組みづくり	(健全な森林の管理)		
	・重要な森林を対象とした、県の保安林指定等による適切な森林管理	農林振興課	
	・所有者に対する意識啓発と管理指導	農林振興課	
	・林道をはじめとする林業生産基盤の計画的な整備推進	農林土木課	
	・森林総合整備事業における負担金の上乗せ補助等を通じた、森林整備・管理の推進	農林振興課	
	(市民参加型管理の促進)		
	・告知等の情報提供による、企業のボランティア参加等を通じた森林整備の支援促進	農林振興課	
	・市民・事業者・滞在者・市が協働した管理に向けた仕組みづくり	農林振興課	
	(林業の担い手の育成)		
	・関係機関と連携した都市住民に対する林業のPR	農林振興課	
	・林業を身近に感じてもらうことを目的とした林業体験学習の推進	農林振興課	
⑤ 森林の多面的機能の理解促進	・小中学生や緑の少年少女隊による林業体験等、環境教育を通じた森林を守り育てる意識の啓発	農林振興課	
	・市街地の学校と連携し都心の子どもたちを対象とした森林体験の実施	農林振興課	
⑥ 地場産材の利活用促進	・公共事業や公共施設の建設・改修時における地場産材の利用促進	建設担当課	
	・県による木造住宅建設時における地場産材利用に対する推奨制度に関する周知	農林振興課	
	(間伐材としての利用促進)		
	・観光地やイベントにおける間伐材を利用した製品の周知等を通じた、製品の購入・利用促進	農林振興課	

※本計画において新たに始めた施策については、備考欄に「新規」と表記しています。(以下、同じ)。

<基本施策1-2：生物多様性> 多様な生物と共存できる環境づくり

(1) 現状

本市には豊かな自然環境に恵まれた御坂山塊、市北部の大蔵経寺山や兜山、笛吹川等をはじめとする水辺等貴重な自然が残っています。山梨県は将来にわたって保存していく必要がある地域や動植物を自然環境保全条例に基づき指定していますが、本市からは「黒岳自然保存地区」と、自然記念物として「曾根丘陵の植物化石及び珪藻化石」と「芦川のスズラン及び生育地」が指定されています。

本市には天然記念物に指定された植物、動物併せて37種が生息または群生しています。檜峰神社は、山梨県のレッドデータブック絶滅危惧種IB類に指定されているコノハズクの飛来地となっています。また境川町藤袋の滝周辺の林は、ミズバショウの群生地、ハコネサンショウウオの生息地ともなっており、身近な緑として保全・活用が図られています。

自然環境に影響を及ぼすおそれのある開発事業については、環境保全上の支障を未然に防止するため、あらかじめ事業者が地域の環境を十分調査し、事業実施に伴う影響を予測、評価するとともに、その結果を公表する環境影響評価（環境アセスメント）制度があり、こうした制度を活用して、多様な生物が生息できる環境を守っていきます。

(2) 目指す姿

市民一人ひとりに生物多様性の保全の重要性が理解され、本市に元来根付いている多種多様な生物が、元気に生息できる環境が保全されている姿を目指します。

(3) 目標とする指標

環境指標(A:成果指標、B:取組指標、C:モニタリング指標)		単位	現在値	中間目標	最終目標
B	野生動植物に関する広報回数	回	0	1	1
C	鳥獣保護区の指定数	箇所	2	—	—
C	〃 面積	h a	15.49	—	—
C	自然環境保全地域の指定数	箇所	4	—	—
C	〃 面積	h a	30.63	—	—
C	動植物に関する天然記念物の件数 (県)	件	6	—	—
C	〃 (市)	件	31	—	—
C	有害捕獲、管理捕獲含め全鳥獣捕獲数	頭	1,184	—	—

(4) 市の取組

施策展開の方向性	取組の概要	担当課	備考
① 開発行為等に対する規制	(適切な地域指定の促進)		
	・県による鳥獣保護区、自然環境保全地域等の適切な地域指定への要請・促進支援	農林振興課	
	・県の景観条例等による自然保護地区の指定促進	農林振興課	
	(開発における義務付け)		
	・一定規模以上の開発に対する緑地設置の義務付け	まちづくり整備課	
② 開発における生態系への配慮	・関係機関と連携した、開発事業者への指導・協議促進を通じた、開発に際しての生態系への配慮	まちづくり整備課	
	・自然環境に配慮した施設整備の推進	まちづくり整備課	
	・市街地に隣接した緑地の計画的な保全の推進	まちづくり整備課	
③ 野生生物の実態把握	・野生生物の継続的な調査及び調査結果の公表	環境推進課	
④ 野生生物の保護・保全	(野生動物の保護・保全)		
	・関係機関と連携した、人的要因によりけがをした野生生物の保護	農林振興課	
	・外来種の駆除等、関係機関と連携したその地域に生息する在来の動植物の保護	環境推進課	
	・野生生物の保護・保全に対する意識啓発	農林振興課	
	(天然記念物の保全)		
	・天然記念物に関する情報収集・開示	文化財課	
⑤ 野生動物による農作物被害の防止	・野生動物による農作物被害の実態把握	農林振興課	
	・農作物の被害防止のための有害鳥獣駆除の推進	農林振興課	
	・防止柵用資機材の助成制度の利用促進及び広報活動の実施	農林振興課	
⑥ 外来種対策の推進	・特定外来種の移入や拡大防止に向けた、適正な情報提供等による指導・啓発	環境推進課	
	・特定外来種等に関する相談への対応	環境推進課	

■ 芦川のスズラン



■ 藤袋の滝大窪いやしの杜公園の水芭蕉



<基本施策1-3：自然とのふれあい> 自然の恵みにふれあう場や空間の創出

(1) 現状

自然環境は、私たちの心を癒す機能を有していることから、適正な利活用が求められており、自然とのふれあいを確保しつつ、保全を図る必要があります。

既存の森林公園を市民や観光客が自然と親しみふれあう緑の拠点、レクリエーションの場として整備していくとともに、身近な生活基盤として市街地に点在する雑木林や、遊休地、水辺等を活用して公園・広場の整備、公共施設の緑化等を目指していきます。

河川水系は、芦川地区を除く大部分は、市の中央を流れる笛吹川水系に属しており、山地から流れる日川、金川、浅川、境川等の河川が笛吹川へ合流しています。また芦川地区を流れる芦川は、市川三郷町で笛吹川最下流部に合流し、富士川に注いでいます。

これらの恵まれた水環境は、レクリエーションの場や市民・観光客が身近な自然にふれあう場として積極的に活用されています。水環境を保全するため、公共下水道整備の推進や合併処理浄化槽の普及促進を行い、四ツ沢川周辺のホテルの生息環境整備や藤壘の滝のミズバショウの保全等、河川の貴重な動植物の生息環境の維持に取り組むほか、自然環境に配慮した護岸整備などを行っています。また笛吹川沿いのサイクリングロードや渋川沿いの親水空間等水辺のレクリエーションの利用を推進しています。

■ 新道峠の展望テラス(令和3年度完成)

標高1,600mの地点に2箇所の展望テラスを設置し、富士山の全景や河口湖を眺望できます。展望テラスまでは、整備されたアクセス路により、自然に触れながら登ることができます。



■ 稲山ケヤキの森

樹齢100年を越える約260本のケヤキが生い茂り、真夏でも涼しく森林浴ができます。小鳥のさえずる広大な敷地の中に、遊歩道や東屋、親水施設が整備され、爽やかな時間が過ごせます。



■ 藤壘の滝大窪いやしの杜公園

甲斐武田氏の祖、新羅三郎義光が創立したと伝えられる御堂の前で、八すじの滝が静かに流れ落ちています。周辺一帯は、森林浴や散策が楽しめる森林公園となっており、癒しの杜として親しまれています。



■ 森林公園金川の森

35.6haの敷地を、「どんぐりの森」「かぶとむしの森」等6つのエリアに分け、テーマに沿った展開をしています。マウンテンバイクコースやターゲットボードゴルフ場のある「スポーツの森」では、自転車やリサイクルカートも貸し出しています。



■ 御坂路さくら公園

約2,000本の桜が植えられた園内には、マス釣りや水遊びができる池、散策路が整備されており、バーベキューやキャンプも楽しめます。



■ みさか桃源郷公園

眼下に甲府盆地や南アルプスが広がる3.6haの敷地に、「芝生広場」、遊具が揃った「児童広場」、夏場には水遊びも楽しめる「親水広場」等が整備されています。



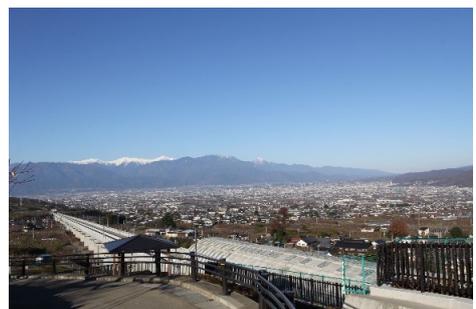
■ 八代ふるさと公園

岡・銚子塚古墳と盃塚古墳を有する古墳広場や、遊具のあるわんぱく広場、野外劇場、親水広場等があり、桃源郷の景観を楽しむ絶好のロケーションにあります。また約300本の桜が咲き乱れる春には、花見客で賑わいます。



■ 花鳥山一本杉公園(リニアの見える丘・花鳥山展望台)

「甲斐国志」(1814年)に標記されている一本杉の巨木のある公園で、甲府盆地が望める景勝地であり、春には桜と桃の花の景色を楽しむことができます。展望台には、山梨リニア実験線の走行状況が分かるモニターが設置されています。



(2) 目指す姿

市民や観光客に、本市の恵まれた自然を身近に感じられる環境や、自然とふれあえる場が提供されている姿を目指します。

(3) 目標とする指標

環境指標(A:成果指標、B:取組指標、C:モニタリング指標)		単位	現在値	中間目標	最終目標
B	生態系に配慮した事案件数（累計）	件	-	2	3
C	河川の清掃活動 実施回数	回	4	—	—
C	参加人数	人	572	—	—

(4) 市の取組

施策展開の方向性	取組の概要	担当課	備考
① 自然と調和した河川環境の整備	(環境負荷の小さい河川整備)		
	・生態系にできる限り配慮した河川整備の実施	土木課	
	(河川の美化活動)		
	・市民による河川の清掃作業の推進	土木課 農林土木課	
	・河川・水路等の河川環境の現状把握	土木課 農林土木課	
	(水と緑のネットワークづくり)		
	・河川からの流量の管理・確保	農林土木課	
・市内の主要河川を軸とした、水環境の整備	農林土木課		
② 水辺空間の安全管理	・土地に適した河川改修等の推進	土木課 農林土木課	
	・老朽箇所・危険箇所の把握等、安全管理の推進	土木課 農林土木課	
③ 身近な自然とふれあえる場や空間の創出・整備	・身近な河川に対して市民が愛着を持って整備する里川づくりの推進	土木課	
	・河川公園における緑の維持・管理・保全	まちづくり整備課	
	・関係機関と連携した、登山道やハイキングルート等の森林とふれあう場の整備促進・支援	観光商工課 農林振興課	
	・眺望ポイントの整備	観光商工課	新規
	・農業体験等のイベントを通じた、自然とのふれあいの創出	農林振興課	新規
④ 自然保護意識の高揚	・身近な自然とのふれあいの場の提供を通じての環境保全意識の高揚	各課	
	・植物の保護やごみの持ち帰り等の周知・啓発	環境推進課 観光商工課	

《環境目標2：生活環境》 安心して健康的に暮らせるまち

○関連する SDGs



<基本施策2-1：身近な生活環境> 健全な環境と平穏な暮らしの維持

(1) 現状

《大気汚染・悪臭》

本市に設置されている大気汚染状況常時監視測定局の監視結果では、二酸化窒素（NO₂）、浮遊状粒子物質（SPM）は環境基準を満たしていますが、光化学オキシダント（O_x）については、本市内設置測定局を含む県内10の監視局全てで未達成となっており、全国的にも達成割合は極めて低い水準となっています。

悪臭による苦情は、令和元年度には64件寄せられており、その原因は、野焼きや工場からの煙、浄化槽からの排水、農業で利用される肥料など多岐にわたります。

《水質汚濁》

水質汚濁の度合いを示すBODは、笛吹川では、下流の三郡東橋で平成25年度に基準値を超過しましたが、それ以降の超過は確認されていません。また甲府市との境を流れる平等川では、平成23年度には平等川流末及び平等橋の2か所、平成24年度には平等川流末の1か所で地質由来による砒素が環境基準を超えて検出されましたが、こちらもそれ以降は環境基準を満たしています。

地下水には硝酸・亜硝酸性窒素の検出がみられる傾向にあります。硝酸・亜硝酸性窒素は窒素肥料が変化したもので、土壌から溶け出して富栄養化の原因等の問題になることが多い物質です。

生活排水処理に関しては、公共下水道の整備により排水処理人口が増加しており、これに伴って生活排水処理率も増加傾向にあります。

《土壌汚染》

本市は、山梨県で毎年実施しているダイオキシン類の土壌汚染調査において、環境基準を達成しています。過去、土壌汚染による苦情はなくおおむね良好な状態にあると考えられます。

《騒音・振動》

騒音・振動については、騒音規制法、振動規制法に基づき、工場や建設作業、自動車、道路交通等を対象として、規制地域を定めて規制が行われています。

令和元年度における騒音・振動の苦情件数は21件で、特に深夜・早朝時の工場や事業所から出る騒音に対して苦情が多く寄せられました。

◇身近な生活環境に係る苦情件数(件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
野焼きによる悪臭	62	39	85	46	65	49
その他の悪臭	22	26	14	19	24	15
騒音・振動	15	12	14	27	30	21

出典：笛吹市環境推進課

(2) 目指す姿

騒音・振動や悪臭に悩まされることなく、良好な大気環境、水質環境のもと、市民が安心して生活できている姿を目指します。

(3) 目標とする指標

環境指標(A:成果指標、B:取組指標、C:モニタリング指標)		単位	現在値	中間目標	最終目標
C	大気汚染に係る測定結果 (NOx 年平均値)	ppm	0.011	—	—
C	〃 (SPM 年平均値)	mg/m ³	0.013	—	—
C	工場・事務所における悪臭の指導回数	回	3	—	—
C	「野焼き」に関する苦情対応件数	件	農林振興課：5 環境推進課：44	—	—
C	「悪臭」に関する苦情対応件数	件	農林振興課：0 環境推進課：15	—	—
A	笛吹川のBOD 平均値 (直近3カ年)	mg/L	1.17	1	0.9
A	公共用水域 (河川) 水質基準達成項目比率	%	95.7	95.8	96
A	地下水 (井戸水) 水質基準達成項目比率	%	94.8	94.9	95
B	生活排水処理率	%	81.5	83.5	91
B	公共下水道処理人口普及率	%	60.7	78	85
B	合併浄化槽設置済人口	人	13,769	15,144	15,747
C	工場や事業者への水や土壌汚染に関する指導回数	回/年	下水道課：3 環境推進課：7	—	—
A	騒音測定における環境基準の達成地点の割合	%	98	98.2	98.5
C	「騒音・振動」に関する苦情対応件数	件	農林振興課：4 環境推進課：17	—	—
C	工場や深夜営業店舗等への騒音・振動に関する指導回数	回/年	4	—	—

(4) 市の取組

施策展開の方向性	取組の概要	担当課	備考
① 暮らし・事業活動に伴う大気環境負荷の低減	(大気汚染物質の監視)		
	・県で実施する大気汚染のモニタリングの把握、状況監視	環境推進課	
	(面的汚染源対策)		
	・アイドリングストップの普及を通じた自動車排気ガス排出抑制の促進	環境推進課	
	(悪臭の防止)		
	・畜産農家に対する家畜排泄物の適正処理の指導	農林振興課	
	・工場・事業所における悪臭の規制・指導	環境推進課	
	・違法な野焼きに対する指導と営農に関する理解促進	環境推進課	

施策展開の方向性	取組の概要	担当課	備考
② 暮らし・事業活動に伴う水環境負荷の低減	(生活排水に起因する公共用水域の汚染防止)		
	・パンフレット等による、家庭における適切な排水処理に関する周知	環境推進課	
	・イベント等における下水道接続の普及促進	下水道課	新規
	・農業集落排水処理場の適切な維持・管理	下水道課	新規
	・下水道計画区域外における合併処理浄化槽設置費補助等を通じた生活排水の適正処理の推進	環境推進課	
	・公共水域における汚濁状況の把握、必要に応じた指導、規制	環境推進課	
	(河川の水質浄化)		
	・市民による河川の清掃作業の推進（再掲）	土木課 農林土木課	
	・河川・水路等の河川環境の現状把握（再掲）	土木課 農林土木課	
	(産業排水処理対策)		
・工場や事業者に対する汚染物質排出の規制・指導・監視	環境推進課		
・工場や事業者に対する地下水汚染物質の調査・報告の指導	環境推進課		
③ 水資源の適正利用	(節水行動の促進)		
	・広報紙やホームページ等を通じた水の適正利用の啓発	水道課	
	(雨水利用の促進)		
	・公共施設における雨水利用の検討	管財課	
	(地下水の保全、適正利用)		
	・歩道や公共施設の駐車場等の整備における、透水性舗装の採用の検討	建設担当課	
・農業用水の整備、利用推進	農林土木課		
・地下水資源保護審議会による地下水過剰揚水の防止	環境推進課		
④ 安心・安全な水の供給	・安全で安定的な上水の供給	水道課	新規
	・温泉の維持管理	水道課	新規
⑤ 土壌環境負荷の低減	・県による土壌汚染対策法に基づいた土壌汚染調査結果の把握	環境推進課	
⑥ 暮らし・事業活動に伴う騒音と振動の防止・低減	・主要幹線道路における低騒音舗装や遮音壁設置等の関係機関への要請	土木課	
	・日常生活に伴う生活騒音の防止に関する意識啓発	環境推進課	
	・ペットの無駄吠え防止等に関する適切な飼い方指導	環境推進課	
	・早朝・深夜の事業活動に伴う騒音に対する指導	環境推進課	
	・関係機関と連携した、「騒音規制法」や「振動規制法」に基づいた工場や事業所、建設工事等に伴う騒音・振動の規制・法に関する情報提供や改善指導	環境推進課	
⑦ 秩序ある土地利用による混在化の改善	・計画的な土地利用の推進	まちづくり整備課	
	・土地利用・開発の規制	まちづくり整備課	
⑧ 近隣公害の発生の抑止	・事業者への情報提供等、公害防止に向けた法の周知	環境推進課	
	・公害苦情に対する相談体制の整備・充実	環境推進課	
	・事業所の立ち入り調査、指導の徹底	環境推進課	
⑨ 新興感染症の予防・まん延防止	・広報やホームページ等を通じた新興感染症についての正しい知識や対応策の周知	健康づくり課	新規
	・関係機関との連携ネットワークの構築	健康づくり課	新規

<基本施策2-2：廃棄物> 限りある資源の有効活用とごみの減量

(1) 現状

本市では、甲府市、山梨市及び甲州市と「甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合」を設立し、平成29年に完成した中間処理施設（甲府・峡東クリーンセンター）は、周辺環境及び地球環境の保全と循環型社会形成に配慮した施設となっています。

本市が収集した可燃ごみは、甲府・峡東クリーンセンターの中間処理施設のエネルギー棟で焼却処理されています。不燃ごみ（不燃性粗大ごみ含む）、資源物、有害ごみなどの可燃ごみ以外の持込ごみは、甲府・峡東クリーンセンターのリサイクル棟で破碎処理、選別が行われます。可燃ごみ以外の市が収集した不燃ごみ（不燃粗大ごみ含む）及び資源物の一部は、民間施設において処理されます。

甲府・峡東クリーンセンターから搬出される飛灰固化物や破碎困難物は、最終処分場で埋め立て処分されます。最終処分場（かいのくにエコパーク）は、山梨県市町村総合事務組合の管理であるため、本市のごみ処理における管理区分としては、収集・運搬と民間施設への処分委託に関する内容となります。

■表 廃棄物種類別の処分方法

収集・運搬 (笛吹市)	中間処理施設 (一部事務組合)	最終処分 (県：山梨県市町村総合事務組合)
可燃ごみ	エネルギー棟	最終処分場 (かいのくにエコパーク)
可燃性粗大ごみ		
不燃性粗大ごみ	リサイクル棟 (破碎設備)	
資源物（個人持込） ※受入区分表に従い仕分け	リサイクル棟 (選別設備・保管設備)	/
粗大ごみ（境川・八代収集分）		
資源物（境川・八代収集分）		
不燃性粗大ごみ、可燃性粗大ごみ ※市収集分	民間施設	最終処分場（民間施設）
資源物 ※市収集分 ・ミックスペーパー ・その他プラスチック ・紙類 ・びん、缶、ペットボトル		/

(2) 目指す姿

市民、事業者及び市のそれぞれが、廃棄物の減量など5R活動に積極的に取り組んでおり、環境への負荷を低減させる質の高い循環型社会が実現されている姿を目指します。

(3) 目標とする指標

環境指標(A:成果指標、B:取組指標、C:モニタリング指標)		単位	現在値	中間目標	最終目標
A	1人1日当たりのごみ排出量(生活系ごみ)	g/人・日	626.9	584	557
A	ごみ総排出量	t	24,536	23,364	22,300
A	生活系可燃ごみの減量率(対基準年度:平成16年度)	%	38	40	45
A	リサイクル率	%	23	23	24
A	容器包装廃棄物分別収集量	t	356	380	400
A	ミックスペーパーの分別収集量	t	500	525	550
B	資源物回収奨励金登録団体の資源物回収量	t	2,221	2,300	2,400
B	生ごみ処理機購入助成件数	件	58	80	100
B	廃食油回収量	L	12,059	12,500	13,000
B	分別説明会開催数	回	9	15	30
B	分別説明会参加人数	人	350	625	900

(4) 市の取組

施策展開の方向性	取組の概要	担当課	備考
① ごみ排出量の減量化、5Rの推進	(ごみの排出抑制)		
	・イベント等におけるリユース食器・デポジット制度の使用を通じたごみ減量活動の促進	環境推進課 各課	
	・キャンペーンやポスター等を通じた使い捨てプラスチックごみ削減の推進	環境推進課	
	(再使用・再利用の促進)		
	・パンフレットや講習会を通じた各種リサイクル法の周知徹底	環境推進課	
	・生ごみ処理機器購入補助や使用方法等の情報提供を通じたコンポスト化の推進	環境推進課	
	・廃食油の回収及び再利用の促進	環境推進課	
	(ごみの回収方法の改善)		
	・「資源回収奨励金」による集団回収団体への支援	環境推進課	
	・ごみ減量を目的とした有料制度の運用方法の見直しの検討	環境推進課	
・店頭における資源ごみ回収の支援	環境推進課		
② 食品ロス削減の推進	・食育の充実による給食残飯の減量化	学校教育課	新規
	・食品ロス「3010運動」の推進	環境推進課	新規
	・関係機関と連携したフードドライブの推進	生活援護課	新規
③ ごみの適正処理の推進	(分別・回収方法の改善)		
	・広報紙や回覧板を活用した、ごみ出しルールの周知徹底	環境推進課	
	・ごみステーションの地区における自主的な管理の促進	環境推進課	
	・ごみステーションの管理状況の監視と改善要請	環境推進課	
	(市民意識の高揚)		
	・学校教育や広報紙、各種イベントを通じたごみ減量化・資源化の意識啓発	環境推進課	
	・外国人等に対する広報の充実	環境推進課	
・廃棄物処理施設の施設見学の周知	環境推進課		

<基本施策2-3：まち美化・暮らしのマナー・モラル> 美しく誇りあるまちづくり

(1) 現状

《不法投棄》

本市では不法投棄対策として、独自に不法投棄監視パトロールを実施し、不法投棄物の撤去を行っています。令和元年度は615件の不法投棄物を処理しましたが、その中には、25件の家電リサイクル法対象品目も含まれていました。

平成13年4月に家電リサイクル法が施行され、対象品目を処分するには、引取りをする小売業者や製造業者等からの求めに応じ、リサイクル料金を支払うこととなっています。通常の粗大ごみでは回収対象でないこれらの家電対象品目(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン)の不法投棄を防止するため、年に2回有料で特別収集を行っています。専門業者へ持ち込んで処分しなければならないタイヤ・バッテリーについても、市が年1回特別収集を行うことで、市民サービス向上を図っています。

また、頻繁に投棄される箇所には啓発看板や監視カメラを設置するなどの対策もとっています。

《まち美化》

本市では環境保全活動を推進する地域や企業のボランティア活動として、公共の場所の定期的な清掃活動を行うアダプト・プログラムを進めています。令和元年度は8団体262人の活動実績がありました。

(2) 目指す姿

美化に関する高いモラルにより、不法投棄やごみのポイ捨て、ごみの野焼きなどが、未然に防止され、まちの美化が保たれている姿を目指します。

■不法投棄現場の様子



(3) 目標とする指標

環境指標(A:成果指標、B:取組指標、C:モニタリング指標)		単位	現在値	中間目標	最終目標
B	アダプト・プログラム登録団体数	団体	8	15	25
B	登録人数	人	262	600	1,000
B	ボランティア収集の申し込み団体数	団体	120	150	200
B	花の苗配布団体数	団体	86	100	100
C	不法投棄の発見報告件数	件	626	—	—
C	「不法投棄」に関する苦情対応件数	件	44	—	—
C	「空き地や耕作放棄地の雑草」に関する苦情対応件数	回	環境推進課:130 農業委員会: 89	—	—

(4) 市の取組

施策展開の方向性	取組の概要	担当課	備考
① 不法投棄防止に向けた対策の強化	・広報紙やホームページを通じた家電リサイクル法の周知徹底	環境推進課	
	・土地所有者に対する、不法投棄の未然防止に向けた対策の要請	環境推進課	
	・不法投棄の多い地域における定期的な監視パトロール及び監視カメラの設置	環境推進課	
	・警察等関係機関と連携した、不法投棄された自転車・バイク等の撤去や指導	環境推進課	
② 周囲に配慮したマナーの遵守、モラル向上	(ポイ捨てや不法投棄の防止)		
	・広報紙や看板の設置等を通じた意識啓発	環境推進課	
	・学校におけるポイ捨てや不法投棄に関する教育の充実	環境推進課	
	(野焼きの防止)		
	・野焼きや家庭における焼却に対する指導	環境推進課 農林振興課	
	・農家からの農業用ビニール等の廃プラスチックや果樹剪定枝の適正処分の指導	農林振興課	
③ 環境美化を促進する仕組みづくり	(美化活動の推進)		
	・花と緑のまちづくり推進事業やアダプト・プログラム等、市民の自主的な周辺地域の美化活動の推進	市民活動支援課 環境推進課	
	・観光地等におけるごみの持ち帰りの促進	観光商工課	
	・ポイ捨てやペットのフン放置防止の啓発用看板の貸与	環境推進課	
	・空地・空き家の管理人に対する適正管理の啓発・指導	まちづくり整備課 環境推進課	

《環境目標3：文化環境》 快適で文化的な空間の広がるまち

○関連するSDGs



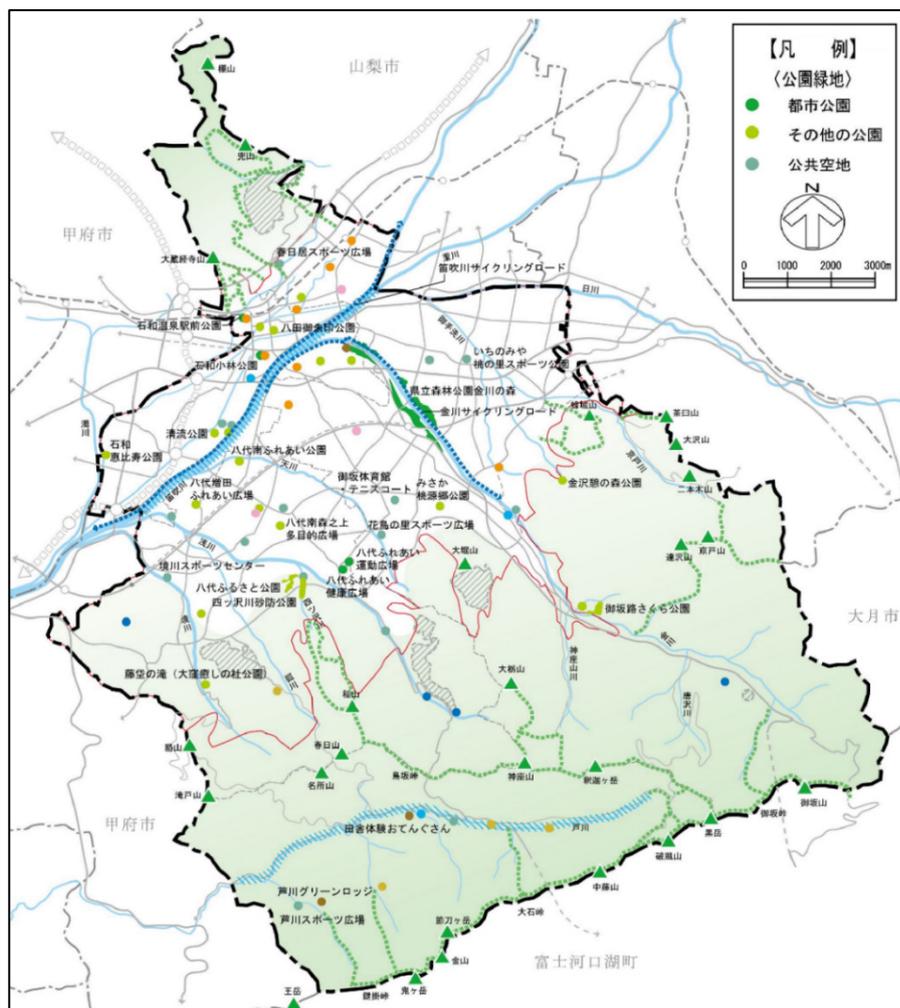
<基本施策3-1：公園・緑地> 身近でこころ安らぐ空間の確保

(1) 現状

公園や緑地は、市民のやすらぎと憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場、子どもの遊びの場として、市民にとって最も身近な場所です。また災害時の避難場所としての役割もあり、市の機能として重要な存在と位置づけられます。

本市の公園は平成31年4月現在、都市公園が6か所（面積37.21ha）、その他の公園が20か所（30.62ha）設置され、市民1人あたりの公園面積が9.77㎡/人となっています。本市は豊かな緑に囲まれています。が、市街地や住宅地として開発が進む地域には緑地が不足しているところもあります。

■ 図 公園位置図



(2) 目指す姿

安らぎと憩いを楽しむことができる公園や緑地が市内の必要な箇所に整備され、適切に維持・管理されている姿を目指します。

(3) 目標とする指標

環境指標(A:成果指標、B:取組指標、C:モニタリング指標)		単位	現在値	中間目標	最終目標
A	公園・緑地数	箇所	20	19	19
A	都市公園数	箇所	6	8	8
B	公共施設における緑のカーテン実施数	箇所	12	14	20
C	都市公園面積	h a	37.21	—	—

(4) 市の取組

施策展開の方向性	取組の概要	担当課	備考
① 安心して利用できる身近な公園整備	・都市公園や公共緑地、公園、広場等の計画的な整備	まちづくり整備課 環境推進課	
	・既存の公園の整備改修	まちづくり整備課	
	・市民団体やシルバー人材センター等地元住民を活用した運営・管理の充実	まちづくり整備課	
② 市街地における緑化の推進	・緑のカーテン等、住宅地における緑化の促進	環境推進課	
	・大規模店舗や工場など民間事業所の緑化	まちづくり整備課	
	・緑化目標の設定（緑の基本計画の運用）	まちづくり整備課	
③ 公共空間における緑化の推進	・公共施設における緑化の促進	まちづくり整備課 環境推進課	
	・緩衝緑地やポケットパーク等の整備	まちづくり整備課 環境推進課	

■ 清流公園 みどりの広場



■ 春日居支所における緑のカーテン



<基本施策3-2：歴史・文化的環境> 郷土に根ざした歴史文化、景観の継承

(1) 現状

国府・国衙といった地名が残されている本市には、奈良時代に建てられた甲斐国分寺跡・国分尼寺跡、八田家書院など山梨県を代表する文化財をはじめとした史跡、古墳、社寺などの歴史的な遺構や甲斐國一宮浅間神社の大神幸祭（おみゆきさん）、山梨岡神社の太々神楽等の有形無形の伝統的な文化が現在にまで数多く引き継がれています。平成17年に開館した山梨県立博物館では「山梨の自然と人」をテーマとした歴史の総合的な調査研究や展示が行われています。釈迦堂遺跡博物館には重要文化財に指定された縄文時代の出土品が多数収蔵されています。

また、特徴的な農山村景観が見られる兜造民家群や石垣の残る芦川地区に代表されるように各地域においても、水路、大木、塚・祠・道祖神等が、南アルプスや秩父山地等を借景とした豊かな森、山や溪谷、河川の水辺等の自然の懐の中に点在することで、その地域ならではの風情が醸し出され、市全体が自然や歴史の博物館となっています。

これらの特色ある歴史・文化と豊かな自然が織りなす景観は、市の風格やイメージを印象づける地域活性化の資源としてもとらえられ、市民だけでなく本市を訪れる観光客にとっても魅力ある景観が形成されています。

◇国指定文化財の件数(件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
重要文化財	11	11	11	11	11	11
史跡	2	2	2	2	2	2
登録文化財	4	4	4	5	5	5

出典：笛吹市教育委員会文化財課

(2) 目指す姿

本市の特徴ある歴史によって育まれた伝統文化や芸能について、後継者が育ち、郷土学習や観光に活用されている姿を目指します。

(3) 目標とする指標

環境指標(A:成果指標、B:取組指標、C:モニタリング指標)		単位	現在値	中間目標	最終目標
B	文化財・文化施設を活用したイベントの開催数	回	22	24	25
B	参加者数	人	680	700	750
C	伝統芸能継承団体の構成員数	団体	105	—	—
C	登録文化財数	件	5	—	—
C	指定文化財数(国、県、市の指定)	件	210	—	—

(4) 市の取組

施策展開の方向性	取組の概要	担当課	備考
① 文化財の保護・保全	・指定文化財の修復・整備	文化財課	
	・歴史資料・文化財の調査、収集と保存	文化財課	
	・文化財の観光への活用	文化財課	
② 郷土芸能、伝統文化等の継承	・伝統芸能の継承に向けた取組の支援	文化財課	
	・講演会や現地見学会、展示会、広報等を通じた地元住民に対する啓発	文化財課	
③ 学習の場としての歴史文化の活用	・郷土学習の場としての積極的な活用、歴史的価値の学習機会の提供	文化財課	
	・説明板やエリアマップ、スポットガイド等を通じた歴史や文化に関する情報提供の推進	文化財課	
④ 桃源郷などの農村風景の保全	・農業の担い手の受け入れ態勢と育成の強化	農林振興課	
	・農村風景の保全に対する市民の意識の向上	まちづくり整備課	
⑤ 情緒ある郷土景観の形成	・景観ストックを活かした生活の場としての都市景観の魅力向上	まちづくり整備課	
	・景観づくりの指針の設定（景観条例の運用）	まちづくり整備課	
	・空き家の有効活用のため、仲介支援や管理が不十分な空き家への指導等を実施	まちづくり整備課 企画課	新規

■ 兜造り茅葺古民家「藤原邸」



■ 甲斐國一宮浅間神社の大神幸祭(おみゆきさん)



《環境目標4：地球環境》 地球環境の保全に貢献するまち

○関連するSDGs



<基本施策4-1：地球温暖化>

地球温暖化を防ぐ身近な活動と再生可能エネルギーの活用

(1) 現状

地球温暖化とは、18世紀半ばの産業革命以降の人間活動によって大気中の二酸化炭素等の温室効果ガスが増加し、地球全体の気温が上昇している現象のことを言います。急激な気温上昇に伴う影響として、海面水位の上昇による陸域の減少、異常気象の増加、生態系への影響、農業生産や水資源への影響、熱帯性感染症の増加等が挙げられています。

山梨県は平成20年12月に制定した「山梨県地球温暖化対策条例」に基づいて策定した「山梨県地球温暖化対策実行計画」に従い、おおむね2050年までに県内の二酸化炭素排出量をゼロとする「CO₂ゼロやまなし」の実現を目指しています。

また、すでに欧州連合(EU)をはじめ世界122の国と地域が「2050年実質ゼロ」を目標に掲げていましたが、日本政府においても、令和2年10月、温室効果ガスの排出量を2050年までに実質ゼロにする方針を発表しています。

本市においては、令和2年7月、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言しています。現在本市では郊外を中心に開発が進んでいますが、市街地の無秩序な拡散を防止し公共交通の利用を促進するコンパクトシティへの取組や再生可能エネルギーの活用、緑地の保全等の自然資本の活用等、脱炭素型の地域づくりを推進していきます。

(2) 目指す姿

家庭や事業所において、再生可能エネルギー設備の導入がなされるとともに、省エネルギーの活動が活発に行われている姿を目指します。

(3) 目標とする指標

環境指標(A:成果指標、B:取組指標、C:モニタリング指標)		単位	現在値	中間目標	最終目標
A	市営バスの利用者数	人	19,426	21,000	23,000
B	エコメモ登録人数	人	10	15	20
B	環境家計簿提出件数	件	67	100	130
B	各学校の校舎内LED照明の改修(累計)	校	1	5	10
B	デマンドタクシーの利用者数	人	8,450	10,000	12,000
B	公用車におけるエコカーの導入台数	台	106	111	116

(4) 市の取組

施策展開の方向性	取組の概要	担当課	備考
① 脱炭素社会の実現に向けた市の取組姿勢の明確化	・「ゼロカーボンシティ宣言」に関する市としての環境保全活動に対する方向性の確立・実践	環境推進課	新規
② 再生可能エネルギーの普及促進	(設置者への指導・啓発) ・再生可能エネルギー機器導入時における、環境基本条例の遵守及び、災害の防止、周辺景観との調和、近隣住民との合意形成に対する調整等の指導・啓発	環境推進課	新規
	(再生可能エネルギーの導入促進) ・市民・事業者による再生可能エネルギー機器の導入促進	環境推進課	新規
	・公共施設における太陽光発電設備の維持管理及び導入の検討	設備を設置済みの課 公共施設を新設・改修する課	
	・再生可能エネルギーの計画的な導入に向けた、エネルギープランの策定検討	環境推進課	
	・ごみ焼却に伴う排熱のサーマルサイクルの推進	環境推進課	
	(キャンペーン等による意識啓発) ・広報紙や環境学習、キャンペーンを通じた再生可能エネルギーに対する理解促進	環境推進課	
③ 環境負荷低減に向けた地域公共交通の維持管理	・市内公共交通機関の運行事業者への低床式車両やバリアフリーに配慮した車両の導入促進	企画課	新規
	・利用ガイドやホームページ等を通じた市営バス・デマンドタクシーの利用促進	企画課	新規
	・市営バスの再編整備による民営バス路線や鉄道との接続等、各種公共交通機関との連携強化	企画課	
	・デマンドタクシーの運行地域拡大による交通不便地域、地域間におけるサービス格差の是正	企画課	
④ 環境負荷の少ない自動車利用の促進	・広報紙やホームページを通じたエコドライブの理解促進	環境推進課	
	・公用車におけるエコカーの率先導入	管財課	
	・国や県が実施するエコカーの購入支援施策や優遇措置等に関する情報提供	環境推進課	
⑤ 省エネルギー行動の促進	(CO₂の見える化) ・えこメモや環境家計簿を活用した家庭における省エネ行動の促進	環境推進課	
	(家庭・事業者における省エネルギー活動の推進) ・クールビズ、ウォームビズの普及促進	環境推進課 総務課	
	・広報紙等を通じた省エネ取組への呼びかけ	環境推進課	
⑥ 省エネルギー機器の普及促進	(省エネ製品の普及促進) ・家庭用高効率機器など省エネ製品の理解と普及促進	環境推進課	
	(住宅・建築物の省エネルギー化) ・情報提供を通じた長期優良住宅やエコハウスの普及促進	環境推進課	
	・国や県が実施する優遇措置制度等に関する情報提供	環境推進課	
⑦ 市の率先した省エネルギー行動	・笛吹市地球温暖化対策実行計画に基づいた市役所の積極的な温暖化防止活動の推進	環境推進課	
	・小中学校をはじめとする市有施設へのLED照明の導入促進	施設管理担当課	
⑧ その他地球問題への積極的な対応	(フロン回収・適正処理に関する情報の収集、提供) ・フロン排出抑制法に基づくフロンの適正な回収・処理の促進	環境推進課	

《環境目標5：環境保全活動基盤》 自ら動き環境保全に取り組むまち

○関連するSDGs



<基本施策5-1：環境教育・環境学習> 自ら考え行動できる人材の育成

(1) 現状

今日の環境問題の多くは、私たちの日常生活や通常の事業活動が原因となっています。そのため、高範囲の環境問題に対応するためには、私たち一人ひとりが環境に関心を持ち、自らの責任と役割を理解し行動していく必要があります。

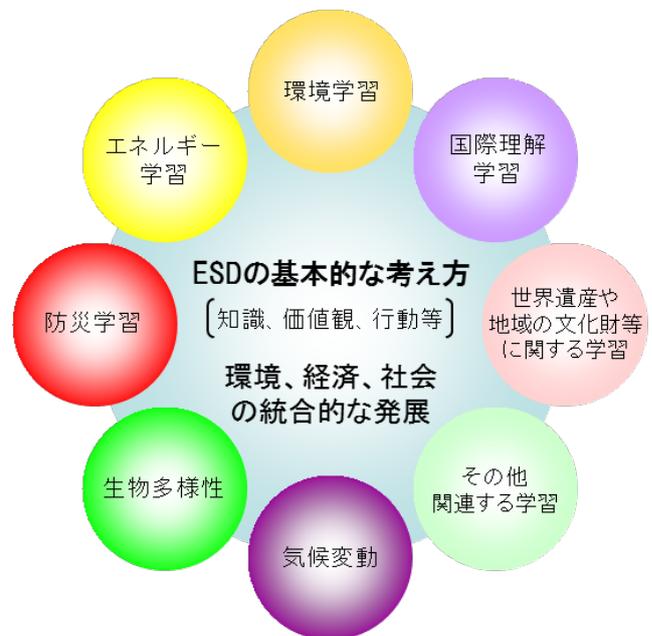
環境教育は世界的にその重要性が認められているところであり、ユネスコでは、ESD(Education for Sustainable Development)を提唱し、「一人ひとりが世界の人々や将来世代、また、環境との関係性の中で生きていることを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動を変革するための教育」を推進しています。

国では、平成24年10月1日に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を改正し、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(環境教育等促進法)」を全面施行しました。旧法では、「どこでも誰でも環境学習」をスローガンに、体験学習のリーダー育成など体験学習に重点を置いていましたが、改正法では、環境教育の最終目的は持続可能な社会を築くことであり、学校のみならず全ての場で、単に環境問題の知識を得るだけでなく、社会や経済活動、地域の文化等とも関連付けて横断的に教育を行う必要があることを明確にしました。

こうした世界的な「持続可能な開発のための教育(ESD)」の重要性の高まりや、学校における環境教育の関心の高まりなどを踏まえ、自然との共生の哲学を活かし、人間性豊かな人づくりにつながる環境教育をなお一層充実させる必要があります。

具体的には、単なる知識の習得や活動の実践にとどまらず、環境、平和や人権等のESDの対象となる様々な課題への取組をベースにしつつ、環境、経済、社会、文化の各側面から学際的かつ総合的に取り組むことが重要です。

■図 ESDの考え



出典：文部科学省ホームページ

(2) 目指す姿

幅広い世代に多彩な環境学習や環境教育の機会が提供されている姿を目指します。また、環境だけにとどまらず、社会、経済との関わりを盛り込んだ実践的な環境学習が提供されている姿も目指します。

(3) 目標とする指標

環境指標(A:成果指標、B:取組指標、C:モニタリング指標)		単位	現在値	中間目標	最終目標
B	やまなしエコティーチャーによる出前講座の受講人数(累計)	人	180	1,150	2,300
B	教科以外で環境学習を実施している学年の割合	%	64	67	70
C	環境関連図書数(市立図書館所蔵図書)	冊	2,163	—	—

(4) 市の取組

施策展開の方向性	取組の概要	担当課	備考
① 地元の自然環境を活かした環境教育の充実、向上	・水とふれあい、水環境を学べるような河川環境教育の促進	環境推進課	
	・学校林を活用した、小中学生による林業体験の推進	農林振興課	
② 環境情報の提供体制の充実	・市内環境の現況や環境施策実施状況等の年次報告書の作成・公表	環境推進課	
	・広報紙やホームページ等による分かりやすい情報提供	環境推進課	
	・環境情報の収集・提供体制の充実	学校教育課 市立図書館	
③ 体験型学習の促進	・自然観察会等の市民参加型イベントを通じた環境教育の充実	各課	
	・「緑の少年少女隊」等、自主的な取組の支援	農林振興課	
	・小中学校における環境教育の充実	環境推進課	

■ 環境教育の風景



■ 緑の少年少女隊の活動(植樹祭)



<基本施策5-2：各主体による環境保全活動>

みんなが力を合わせ共に取り組む環境づくり

(1) 現状

企業はこれまで、CSR（企業の社会的責任）として、環境マネジメントシステムを経営システムの中に取り入れ、ISO14001 認証や EA21 を取得するなど、環境保全対策を自主的に進めてきました。しかし近年は、SDGs に積極的に取り組み、企業のビジネスモデル自体に SDGs の観点を組み入れることが求められています。従来の CSR は、企業が慈善事業や寄付などの形で利益の一部を社会に還元するというものでしたが、ビジネスモデルに SDGs の考え方を組み込むことで、企業の事業そのものの持続可能な成長の実現を図り、企業価値の向上につなげています。

こうしたなか、市では、人手不足等手入れが行き届いていない森林について、企業や市民団体と協定を結び、森林・林業事業者だけでなく企業や市民も巻き込んだ森づくり活動を進めています。

さらに、NPO 法人が様々な環境保全活動に取り組んでおり、景観作物の栽培をはじめ、地域住民と協働で生態系の保全や地域活性化のために、ホタルが舞う川の復活を目指す活動等を行っています。

(2) 目指す姿

みんなが環境を保全するために自ら行動を起こし、環境保全活動や環境美化活動に積極的に参加している姿を目指します。

■市民団体の美化活動



■笛吹高校の花植え



(3) 目標とする指標

環境指標(A:成果指標、B:取組指標、C:モニタリング指標)		単位	現在値	中間目標	最終目標
B	環境に取り組む個人・団体等の活動等を紹介した広報記事数	件/年	5	9	12
B	市民団体が自ら取り組む環境保全事業への助成金交付団体数(累計)	団体	0	2	3
C	市役所におけるグリーン購入割合	%	100	—	—

(4) 市の取組

施策展開の方向性	取組の概要	担当課	備考
① 取組意欲を向上させる仕組みづくり	・関係機関と連携した環境学習の場の提供	環境推進課	
	・国・県等が主催する環境保全活動を行う個人・団体の表彰への積極的な推薦	環境推進課	新規
	・ホームページを利用した具体的な取組事例及び効果の紹介	環境推進課	
② 地域の人材の育成・活用	・高齢者の経験と知識を活かせる場の創出(笛吹市シルバー人材センターとの協働等)	各課	
	・市民活動支援による活動団体及び地域人材の育成	市民活動支援課	
	・やまなしエコティーチャーや地球温暖化防止活動推進員の登用促進、環境カウンセラーの活用	環境推進課	
③ 市民団体の交流・連携の促進	・各主体の交流・連携と情報共有化の推進	市民活動支援課	
	・行政区、自治体への加入受付・相談への対応	総務課	
	・市民間交流の場の創出による地域力の向上	各課	
④ 環境に配慮した事業活動の促進	(環境マネジメントシステムの取組促進)		
	・情報提供等を通じた事業所における省エネ活動への取組促進	環境推進課	
	(市の事業活動における環境に配慮した調達や契約の推進)		
	・環境に配慮した製品を選択するグリーン購入の推進	管財課	
	・物品やサービスの調達時におけるグリーン契約(環境配慮契約)の推進	各課	
・市発注の公共事業における環境配慮事業者の優遇制度の推進	管財課 建設担当課		

第7章 重点施策

1 重点施策の意義

本計画が掲げる環境の将来像「水・花・緑 彩り豊かな桃源郷 みんなで未来につなぐまち」を実現していくためには、市民・事業者・市の三者に加え、滞在者が、本計画に基づいた様々な行動を起こすことが重要です。そのために、本計画に示された様々な取組の中から、重要度の高いもの、優先的に行うべきもの、実効性の高いものなどを選択し、限られた人的・物的資源の範囲内で、効率的に取組を推進していく必要があります。

また、環境の将来像に掲げられているように、豊かな山岳や森林の緑、きれいな空気、清流、それらの恩恵を受ける桃やぶどうの畑などによって構成される美しい「桃源郷」等は、本市のかけがえのない財産であり、これらを守って後世に受け継いでいくことは、市民、事業者だけでなく、本市を訪れる旅行者にも求められています。

このような趣旨を踏まえ、特に重点的に取り組む必要のある事項について、「重点施策」を設定し、積極的に取り組むことにより、本計画を先導的に推進することとします。

2 重点施策の選定理由

重点施策の選定にあたっては、以下の点を考慮しました。

- 他分野・多方面との連携が求められる分野横断的な事業で、従来の環境保全の枠組みを越え、本市の環境・経済・社会的課題の統合的な解決に資する事業である。
- 笛吹市環境基本条例の理念である、人と自然との共生及び資源の循環を基調とした環境への負荷の少ない、持続可能な発展ができるまちづくりを目的としており、適切な役割分担の下、市、市民、事業者及び滞在者がそれぞれの役割を自覚し、自主的かつ相互に連携し、市全体が一丸となって推進していくことが求められる事業である。
- 本市のかけがえのない財産である「桃源郷」を後世に引き継いでいくことは、市の環境分野における最大の使命であり、これを達成するために、各地域が有する自然資源、サービス、資金・人材などの特性を最大限に活かしていくことが求められる事業である。

重点施策1 環境パートナーシップによる持続可能なまちづくり

(1) 施策のねらい

アンケート調査結果によると、ごみのポイ捨てや不法投棄に対し、特に中学生や事業者が問題意識を高く持っています。看板設置やチラシの配布等、各主体に対して市の環境美化に向けた自覚をもった行動を呼びかけるとともに、実効性を伴った取組を促進します。

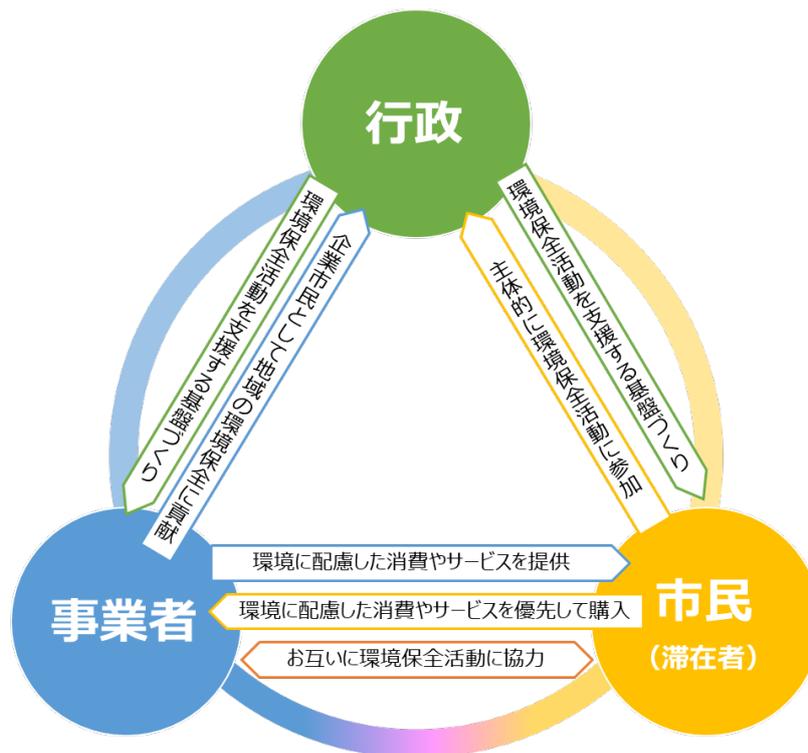
また、近年は人と人とのつながりの希薄化が懸念されるとともに、宅地化により農住の混在化が進行し、営農に対する周辺住民の理解が得られにくくなっています。住環境の改善や環境保全活動の実施に向けて、地域の連帯感を高める必要があります。地域における世代間交流やイベント、農家や事業者との交流等を通して、地域が一体となり連携して環境保全に取り組める環境づくりを推進します。

このほか、世界的に食品ロスが問題となっており、国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の達成のためにも、これに積極的に取り組む必要があります。日本では年間約600万トンの食品ロスが発生し、およそ半分が家庭から発生していることから、市民、事業者、行政が一体となって取り組んでいくことが求められます。

(2) 目指す姿

市民、事業者、行政が一体となって、環境に係る様々な問題に取り組んでいる姿を目指します。

■図 環境パートナーシップのイメージ



(3) 環境指標

	環境指標(A:成果指標、B:取組指標、C:モニタリング指標)	単位	現在値	目標	
				中間	最終
B	ボランティア収集の申し込み団体数	団体	120	150	200
B	アダプト・プログラム登録団体数	団体	8	15	25
B	環境に取り組む個人・団体等の活動等を紹介した広報記事数	件/年	5	9	12
B	市民団体が自ら取り組む環境保全事業への助成金交付団体数(累計)	団体	0	2	3

(4) 各主体の取組

■ 市の取組	
◇不法投棄・ポイ捨てに対する実効性を伴った防止体制づくり	
①捨てにくい環境づくり	【環境推進課】
不法投棄の多い地域においては定期的な監視パトロールを実施し、捨てにくい環境づくりを通して、不法投棄の防止を図ります。	
②ポイ捨て禁止条例の制定検討	【環境推進課】
ポイ捨て禁止条例の制定を視野に入れ、実効性を伴った防止対策を検討します。	
◇不法投棄・ポイ捨て防止に向けた意識啓発	
①環境教育を通じた意識啓発	【環境推進課】
小中学校においてポイ捨てや不法投棄に関する教育を実施し、児童・生徒の意識啓発を行うとともに、家庭への波及効果による大人への啓発を図ります。	
②イベントによる意識啓発	【環境推進課】
市民一斉のごみ拾い運動やリサイクルフェア等、誰もが参加しやすいイベントを開催し、意識啓発を図ります。	
◇地域が一体となった体制づくり	
①地域力の向上	【各課】
子どもからお年寄りまで、幅広い世代間交流ができるイベントを開催するなど地域力の向上を図ります。	
②各主体の交流	【市民活動支援課】
情報共有化を通じて、各主体の連携強化と交流を図ります。	
◇食品ロスの削減	
①市民、事業者における活動の推進	【環境推進課】
市民、事業者の食品ロス削減のための周知促進を図ります。	
②フードバンク活動の推進	【生活援護課】
フードバンク活動を行う団体と連携し、活動の推進を図ります。	

■ 市民の取組

- ・ タバコや空き缶のポイ捨てはやめましょう。
- ・ 不法投棄を発見した際は、市役所・警察・県の出先機関のいずれかへ連絡しましょう。
- ・ 空き地の所有者は、除草や不法投棄・散乱ごみの防止、安全管理等、所有地の適正な管理に努めましょう。
- ・ 地域コミュニティで行われる美化活動等に積極的に参加しましょう。
- ・ 市の環境保全にまつわる関連情報の収集に努めるとともに、取得した情報については地域や仲間への提供に努めましょう。
- ・ 情報や意見交換、地域情報の発信等を行い、環境保全の取組の輪を広げましょう。
- ・ 食品ロスの削減に努めましょう。
- ・ フードバンク活動に参加しましょう。

■ 事業者の取組

- ・ 産業廃棄物は、マニフェスト制度を正しく運用し、適切に処理しましょう。
- ・ 建設廃材は、建設リサイクル法に従い資源化に努めるとともに、適切な費用負担を徹底しましょう。
- ・ 工場や事業所の敷地内は除草を行うなど適切に管理し、ごみの投棄を防止しましょう。
- ・ 地域コミュニティが開催するイベントや環境学習等の取組に参加・協力・支援しましょう。
- ・ 情報や意見交換、地域情報の発信等を行い、環境保全の取組の輪を広げましょう。
- ・ 一定の知識や技術・経験を有する人は、環境技術や環境保全に関するノウハウを地域の環境保全へ活かしましょう。
- ・ 食品ロスの削減に努めましょう。
- ・ フードバンク活動に参加しましょう。

■ 滞在者の取組

- ・ タバコや空き缶のポイ捨てはやめましょう。
- ・ 不法投棄を発見した際は、市役所・警察・県の出先機関のいずれかへ連絡しましょう。

※ その他、「第8章 環境配慮指針」において、市民・事業者・滞在者のそれぞれが行うべき、日々の生活や事業活動において実践できる環境に配慮した行動を示すとともに、具体的な行動を例示しています。

重点施策2 歴史ある桃源郷を守り引き継ぐまちづくり

(1) 施策のねらい

本市には市名の由来となる笛吹川とその支流がつくり出した肥沃な土地に、「桃・ぶどう日本一の郷」を誇る果樹園が広がり、山々は豊かな森林資源を擁し、緑豊かな自然に触れ合うことができます。また、本市の歴史は古く、「甲斐国千年の都」と称されるなど、特色ある歴史を有しているほか、全国屈指の温泉郷である石和温泉、春日居温泉は、四季を通じて多くの観光客を迎え入れています。

豊かな自然の恩恵を受けた果樹園や、特色ある歴史・文化が作り出す「桃源郷」は、地域活性化の資源として高い評価を得ています。果樹栽培技術は日本農業遺産に認定され、果樹園や歴史が作り出す風景や文化は、日本遺産に認定されています。

「桃源郷」の風景は、市民にとって大切なものとして心に刻まれています。市民アンケートの結果において、今後残していきたいと思う環境として、「春の桃源郷の風景」が81.7%で最も多くなっており、このかけがえのない財産は後世に引き継いでいく必要があります。

一方、農林業においては担い手不足、耕作放棄地の増加、林業計画面積の減少などの問題を抱えており、笛吹川などの水辺においてはごみのポイ捨てが目立ち、地域の伝統歴史については後継者が少ないなどの課題を抱えています。

市では歴史ある桃源郷のまちを守り、後世に引き継いでいくため、市民、事業者、行政が一体となって、連携して保全のための取組を推進します。

(2) 目指す姿

市のかげがえのない財産である「桃源郷」のまちを守り、後世に引き継いでいくための体制が整っている姿を目指します。

(3) 環境指標

環境指標(A:成果指標、B:取組指標、C:モニタリング指標)		単位	現在値	目標	
				中間	最終
A	農用地面積	h a	3,265.9	3,200	3,150
B	新しく耕作を始めた人数	人	11	16	22
C	林野面積	h a	11,821	—	—
B	林業体験の実施学校数	校	2	2	2
B	文化財・文化施設を活用したイベントの開催数	回	22	24	25

(4) 各主体の取組

■ 市の取組

◇耕作放棄地の有効利用の促進

①耕作放棄地の把握

【農業委員会】

農地パトロール等を実施し、遊休農地及び耕作放棄地の現状を把握するとともに、耕作放棄地マップを更新・公表します。

②農地流動化の促進

【農林振興課】

農地を貸したい土地所有者と農地を借りたい耕作希望者をつなぐための支援を行います。

◇森林・水辺エリアの維持・保全

①河川公園における緑の維持・管理・保全

【まちづくり整備課】

河川公園を整備し、水と緑と触れあえる空間を創出します。

②林業の担い手の育成を目指した、関係機関と連携した都市住民に対する林業のPR

【農林振興課】

就業者の減少と高齢化等による後継者問題により、森林の放置・荒廃が懸念されるため、林業の担い手育成を目指し、都市住民に対する林業のPRを関係機関と連携して行います。

◇秩序のない開発の抑制

①太陽光発電設備の適正設置のための指導の徹底

【環境推進課、まちづくり整備課】

再生可能エネルギー普及推進のため開発が進む太陽光発電設備によって、自然や景観が破壊されることがないように、開発者に対して相談や指導を行います。

②計画的な土地利用の推進

【まちづくり整備課】

開発により自然や景観が破壊されることのないよう、都市計画マスタープランに基づき、開発者に対して相談や指導を行います。

◇歴史・伝統の保全

①伝統芸能の継承に向けた取組の支援

【文化財課】

活動記録の動画などを用いて若い世代に伝統芸能の魅力を伝えていきます。

◇農村風景の保全

①農村風景の保全に対する市民の意識の向上

【まちづくり整備課】

市の財産である農村風景について、その価値を市民に伝え、保全に係る意識の向上を図ります。

■ 市民の取組

- ・ 農業体験に参加しましょう。
- ・ 河川へのごみのポイ捨てはやめましょう。
- ・ 伝統芸能の継承について考えましょう。
- ・ 「桃源郷」と称される笛吹市の豊かな自然を守り、引き継ぐことの大切さについて考えましょう。

■ 事業者の取組

- ・ 耕作していない遊休農地や耕作放棄地を提供し、活用に努めましょう。
- ・ 太陽光発電設備を設置する際は、市に相談するほか、県が策定したガイドラインに従いましょう。
- ・ 開発行為を行う際は、自然環境や景観への影響を考え、あらかじめ市や地元の住民に相談しましょう。

■ 滞在者の取組

- ・ タバコや空き缶のポイ捨てはやめましょう。
- ・ 不法投棄を発見した際は、市役所・警察・県の出先機関のいずれかへ連絡しましょう。

第8章 環境配慮指針

1 主体別環境配慮指針

目指す環境像を実現させるためには、私たちの日々の営みの中で自主的な取組が求められます。そこで、市民・事業者・滞在者がそれぞれの立場で、日々の生活や事業活動において実践できる環境に配慮した行動を示すとともに、具体的な行動を例示します。

(1) 市民の環境配慮指針

● 電気・ガス・灯油等を使うとき

1. ペレットボイラーやペレットストーブを活用しましょう。
2. 省エネ家電や環境負荷の少ない商品の選択を心がけましょう。
3. 環境家計簿等を利用して日常生活の環境負荷を定量的に把握し、行動を見直しましょう。

● 料理や食事をするとき

4. 食材購入や調理方法等を工夫することで、調理くずや残飯等の生ごみの減量を図るとともに、生ごみのコンポスト化(堆肥化)に努めるなど、食品ロス削減に取り組みましょう。
5. 使用済みの廃食油はBDF精製の回収に出すなど、適正に処理しましょう。
6. マイ箸やマイボトルを持参し、使い捨ての物の利用を控えましょう。

● 住宅を新築・改築するとき

7. 太陽光発電設備等を設置するなど再生可能エネルギーの利用に努めましょう。
8. 冷暖房の効率のよい高断熱・高气密な住宅を選択しましょう。

● 移動するとき

9. 近距離の移動には徒歩や自転車を利用しましょう。
10. エコドライブやパークアンドライド等、賢い車の利用に努めましょう。
11. 車を購入する際は低公害車の購入を検討しましょう。

● 動植物の生態系を守るために

12. 動植物をむやみに捕獲・採取したり、傷つけたりしないようにしましょう。
13. 外来種の持ち込みや飼育、放流はしないようにしましょう。

● 里地・里山を維持するために

14. 市民農園等に関心を持ち、農業体験に参加しましょう。
15. 森林の役割を適切に理解し、ふれあう場の整備や森林の保全・育成活動に参加・協力しましょう。
16. 市内河川の清掃活動に参加しましょう。

● ごみを減らし、資源を大切に利用するために

17. ごみの分別・回収ルールを守り、適切に処理しましょう。
18. マイバッグの持参や使える物の再利用等、自主的に5Rに取り組み、家庭からのごみの排出量の減量に努めましょう。
19. 資源回収に協力しましょう。

● 美しいまちづくりのために

20. 住宅を建設する際は、周辺の景観との調和に留意しましょう。
21. まちの景観へ関心を持ち、市による景観形成に積極的に参加・協力しましょう。
22. 家庭ごみの焼却はやめましょう。
23. アダプト・プログラムや花と緑のまちづくり推進事業に積極的に参加し、まちの美化活動に取り組みましょう。
24. 空地の所有者は、除草や不法投棄・散乱ごみの防止、安全管理等、所有地の適正な管理に努めましょう。

● 郷土の文化を守るために

25. 地域の歴史や文化に対する理解を深めましょう。
26. 郷土の伝統行事や祭りに関心を持ち、積極的に参加・協力しましょう。

● 一步進んだ環境配慮を実現するために

27. 環境教育や環境学習の場を増やしましょう。
28. 地域コミュニティで行われる美化活動等に積極的に参加しましょう。
29. 知識や技術・経験を有する人は、人材登録制度等を活用し活動の場を広げましょう。

(2) 事業者の環境配慮指針**● 農地や果樹園を保全するために**

1. 農業体験等のイベントに協力し、農業を通じた市民との交流を深めましょう。
2. 耕作を放棄する前に関係機関に相談するなど、他の利用方策を考えましょう。
3. ホテルや事業所の食堂等において、地元農産物の利用を心がけましょう。
4. 農業用消毒機械を洗う際は、排水が河川に流れ込まないようにしましょう。

● 森林を保全するために

5. 「企業の森づくり」に積極的に参加しましょう。
6. 市民参加型の森林整備活動に協力しましょう。

● 良好な河川環境や土壌を維持するために

7. 河川の整備・改修に際しては、多自然工法の採用に努めましょう。
8. 河川や河川敷に植栽する際は、在来種の植物を植えつけましょう。

● 良好な大気環境を維持するために

9. 農林業に伴う果樹剪定枝や使用済みの農業用ビニール等は、適正に処理しましょう。
10. 事業用車両を購入する際には、低燃費車など環境負荷の少ない自動車を選択しましょう。
11. 工場や事業所からの排出ガスや悪臭の発生抑制に努めましょう。

● 循環型社会の構築に向けて

12. 資源ごみの店頭回収等、リサイクルに協力しましょう。
13. 食材購入や調理方法等を工夫することにより、調理くずや残飯等の生ごみの減量を図るとともに、生ごみのコンポスト化(堆肥化)に努めるなど、食品ロスを削減しましょう。
14. 産業廃棄物は、マニフェスト制度を正しく運用し、適切に処理しましょう。
15. 事業系一般ごみは、排出ルールに従い、排出者の責任により適切に処理しましょう。

16. 建設廃材は、建設リサイクル法に従い資源化に努めるとともに、適切な費用負担を徹底しましょう。

● 美しいまちづくりのために

17. 屋上緑化や壁面緑化等、事業所の敷地内において緑化に取り組みましょう。
18. 開発事業を行う際は、埋蔵文化財をはじめ地域の文化財や史跡に留意しましょう。
19. 郷土の伝統行事に対する理解を深め、積極的に協力・支援しましょう。
20. 建物の建設や屋外広告を設置する際は、ルールに従い周辺環境との調和にも留意しましょう。
21. アダプト・プログラムや花と緑のまちづくり推進事業に積極的に参加し、まちの美化活動に取り組みましょう。

● 地球温暖化防止に向けて

22. ノーマイカー通勤を奨励しましょう。
23. 過剰照明の見直しやクールビズ・ウォームビズの実践等、省エネルギー活動に取り組みましょう。
24. 設備の設置や更新時には、エネルギー高度利用技術の採用やエネルギー効率の高い設備の導入を検討しましょう。
25. 事業用車両を購入する際は、低燃費車等の環境負荷の少ない自動車を選択しましょう。
26. 営業活動など移動・運送において、エコドライブに努めましょう。

● 環境保全活動を行うための基盤づくり

27. 職場における環境教育に努めましょう。
28. 自然観察会等の環境学習の企画・実施や各団体のイベントへの講師派遣・資材提供等に協力しましょう。
29. 一定の知識や技術・経験を有する人は、人材登録制度等を活用し、環境技術や環境保全に関するノウハウを地域の環境保全へ活かしましょう。
30. 経営者は、従業員の環境保全に関する講習会や美化活動への参加を奨励しましょう。
31. 環境マネジメントシステムを構築し、環境負荷の少ない事業活動に努めましょう。
32. 環境報告書を作成・公表して環境保全活動等について報告しましょう。

(3) 滞在者の環境配慮指針

● 公園の利用や自然を楽しむとき

1. 桃の木等の枝を折って持ち帰るのはやめましょう。
2. 公園や山、川に持ち込んだ物は全て持ち帰り、放置しないようにしましょう。
3. 外来種の持ち込みや放流は行わず、釣った外来種は持ち帰るか、回収等に協力しましょう。
4. 川や公園等の清掃イベントや緑化イベント等に積極的に参加しましょう。
5. 指定された場所で自然とのふれあいを楽しみましょう。

● 歴史施設や文化財を見学するとき

6. 本市の歴史に興味を持ち、歴史的価値の理解に努めましょう。
7. 文化財にはむやみに触れないようにしましょう。
8. 文化財保護のための活動に協力しましょう。

9. 火の不始末に気をつけましょう。

● **観光や出張で市を訪れるとき**

10. 市を訪れる際や市内を移動する際は、電車やバス等の公共交通機関を積極的に利用しましょう。

● **誰もが気持ちよく過ごすために**

11. 持ち込んだごみは持ち帰り、適切に処分しましょう。

12. ポイ捨てはやめ、落ちているごみに気が付いた場合は、拾ってごみ箱へ捨てましょう。

13. 所定の喫煙所で喫煙し、歩行時の喫煙はやめましょう。

14. 公共の施設を常にきれいに使用しましょう。

『やまなレクールチョイス県民運動』とは

地球温暖化が深刻さを増す中、地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE（賢い選択）」に呼応し、県民一人ひとりが、日常生活の中で身近にできる省エネの取組やエコ活動など、地球温暖化対策に資する取組を賢く選択して実践する「やまなレクールチョイス県民運動」を展開し、県民総参加の運動とすることで、温室効果ガス排出量の削減目標の達成と、「CO₂ゼロやまなし」の実現を図ることを目的とします。

■ **環境家計簿をつけて賢く省エネ・賢く節約**

家庭で消費されるエネルギー量を記録し、排出される二酸化炭素の量を知って、その削減に努めましょう。

■ **クールシェア・ウォームシェアで家庭の省エネ**

夏の暑い時季は涼しい場所を、冬の寒い時季は暖かい場所を、みんなで分かち合って、家庭で使用するエネルギー量を削減しましょう。

■ **緑のカーテンで夏を涼しく**

つる性植物で緑のカーテンを作り、直射日光を遮ることで室温の上昇を抑え、快適に過ごせるようにしましょう。

■ **エコドライブで二酸化炭素排出量の削減と安全運転**

自動車から排出される二酸化炭素を削減するため、環境にやさしい運転方法であるエコドライブを実践しましょう。

■ **マイバッグでおしゃれにお買い物して環境に優しく**

レジ袋など使い捨ての買い物袋を削減するために、お買い物にはマイバッグやマイバスケットを持って行きましょう。

■ **地球のために「賢い選択」を**

- ・エコ箸を使いましょう。
- ・マイボトルを携帯しましょう。
- ・省エネ家電を選びましょう。 など

2 エリア別環境配慮指針

(1) 基本的な考え方

本市は、南に御坂山塊、北に大蔵経寺山や兜山を臨み、笛吹川周辺の低地と御坂山塊から緩やかに傾斜する山麓台地で構成されています。このような起伏豊かな大地を土台として、野生生物のすみ処となる広大な山地や森林、農村生活の営みの場である果樹園集落、都市機能を備える市街地等、それぞれに特色を持った地域が広がっています。

多種多様で特色ある環境を保全していくためには、それぞれの地域が持つ特性や課題を把握した上で、エリアごとの適切な配慮が求められます。

そこで、本市を自然環境や地形、土地利用等の環境要素をもとに4つのエリアに区分し、それぞれのエリアごとに特に留意すべき環境配慮指針を示します。

(2) エリア区分

①市街地エリア

石和地区・春日居地区等の市街地エリア

②農地・果樹園エリア

山麓から低地に広がる樹園地を主体とした農業集落エリア

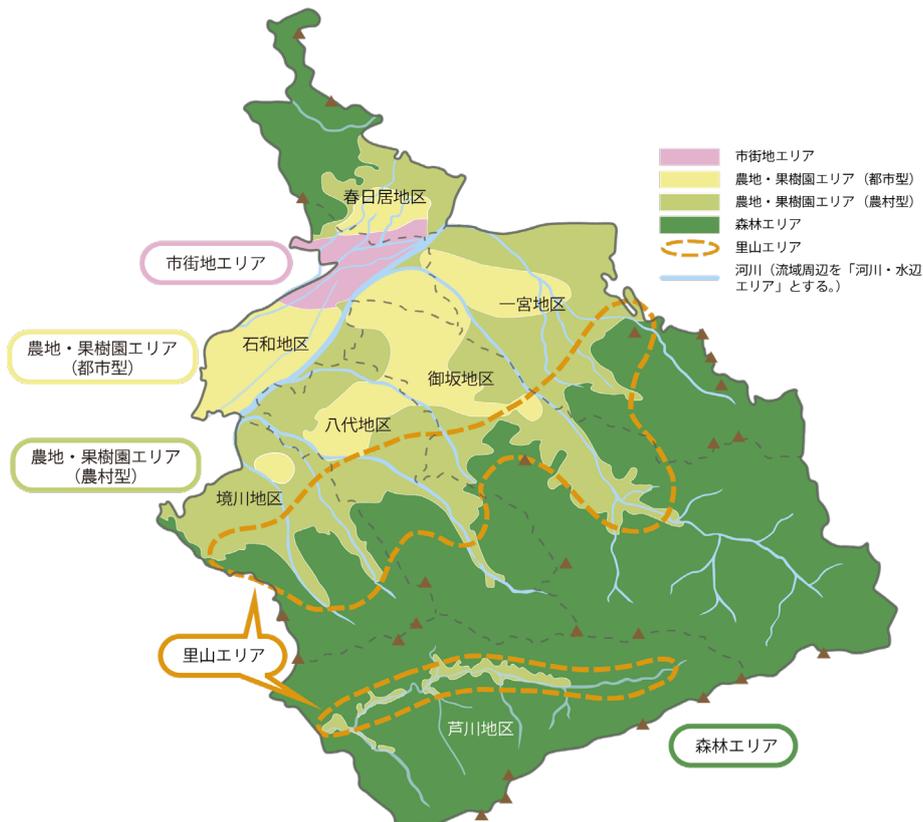
③森林・里山エリア

里山農業集落地を含む、御坂山塊や大蔵経寺山周辺のエリア

④河川・水辺エリア

笛吹川水系をはじめとする中小河川や、農業水路等の周辺エリア

■ 図 環境特性に応じたエリア区分（イメージ）



(3) エリア別環境配慮指針

①市街地エリア

◆ エリアの概要

石和地区・春日居地区等の市街地エリア



▲富士見通り



▲石和温泉駅前通り



▲春日居支所東交差点

◆ 環境保全に関する主な課題

- ・ ごみの減量化
- ・ 公園や広場の整備、緑地の創出
- ・ 趣のある景観資源を活かしたまちづくり
- ・ 環境負荷の少ない移動手段の選択

◆ 環境配慮指針

《ごみを適切に処理しましょう》

ごみ出しルールの遵守／廃食油の回収・BDF化／資源ごみ回収／マイバッグの持参 など

《市街地の緑化に努めましょう》

緑のカーテンの実施／大型商業施設における屋上緑化／緩衝緑地やポケットパークの整備 など

《まち美化や景観形成に努めましょう》

指定文化財の修復・整備／アダプト・プログラム／花と緑のまちづくり推進事業／ごみのポイ捨て防止／適切な屋外広告 など

《環境負荷の少ない移動を心がけましょう》

公共交通機関・自転車の利用／エコドライブの実践／エコカーの購入・利用 など

②農地・果樹園エリア

◆ エリアの概要

山麓から低地に広がる樹園地を主体とした農業集落エリア



▲青空と桃畑



▲ぶどう園



▲柿

◆ 環境保全に関する主な課題

- ・ 耕作放棄地の解消と里地里山の保全
- ・ 環境保全型農業の推進
- ・ 居住空間と農地の混在地における営農活動の理解促進

◆ 環境配慮指針

《耕作放棄地の現状を把握し、有効利用に努めましょう》

市民農園／景観作物の栽培／農地パトロール など

《環境保全型農業に取り組みましょう》

有機栽培・減農薬栽培／地産地消／農業用ハウスなどにおける木質バイオマス資源の利用 など

《農業に対する理解促進に努めましょう》

農業体験／教育の場としての活用／野外焼却（野焼き） など

③森林・里山エリア

◆ エリアの概要

里山農業集落地を含む、釈迦ヶ岳や春日山、大蔵経寺山等周辺のエリア



▲釈迦ヶ岳



▲大蔵経寺山



▲芦川地区

◆ 環境保全に関する主な課題

- ・ 森林の適切な育成、管理
- ・ 動植物とその生息地の保全、健全な生態系と生物多様性の維持
- ・ 森林の多面的な機能の理解促進

◆ 環境配慮指針

《各主体が一体となって森林整備に努めましょう》

市民参加の森林整備／企業の森づくり／植樹運動 など

《地場産材を利用しましょう》

公共施設への利用／間伐材の利用／果樹剪定枝等の木質バイオマス資源活用 など

《動植物の生態系を保全しましょう》

鳥獣保護区、自然環境保全地域の維持／野生生物の保護／環境負荷の低減 など

《森林の多面的な機能の理解促進に努めましょう》

自然観察会の開催・参加／教育の場としての活用／森林セラピーロード、遊歩道の整備 など

④河川・水辺エリア

◆ エリアの概要

笛吹川水系をはじめとする中小河川や、農業水路等の周辺エリア



▲ 笛吹川



▲ 平等川



▲ 西川

◆ 環境保全に関する主な課題

- ・ 動植物の生息空間としての環境負荷の少ない河川整備
- ・ 河川等の身近な水環境の保全と活用
- ・ 山林からの湧水等の貴重な水環境の保全

◆ 環境配慮指針

《河川や水辺の環境保全に取り組みましょう》

多自然工法による整備／水辺の緑の維持・保全／河川の清掃作業／河川へのごみのポイ捨て防止 など

《親水空間を整備しましょう》

里川づくり／安全に遊べるポイント設置／散策路の充実 など

《河川のきれいな水質を保持しましょう》

河川・水路の現状把握／事業に伴う汚染物質排出の防止／生活排水処理施設の整備 など

第9章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 推進体制

笛吹市環境審議会及び笛吹市環境基本計画庁内推進委員会を組織し、市民、事業者、市が協働しながら、それぞれの役割を果たしていくための仕組みづくりと、本計画の着実な推進を図ります。

①笛吹市環境審議会

笛吹市環境審議会は、学識経験者、市民及び産業界等の代表者によって構成されます。本計画の変更の際や計画の進行管理、市の環境に関する基本的事項等に対して、市長の諮問等に応じて専門的見地から意見を述べます。

②笛吹市環境基本計画庁内推進委員会

本計画の推進にあたって、庁内の意見調整と横断的な連携を図るため設置します。計画に位置づけた施策・事業の進捗状況の点検を行うとともに、課題の解決に向けた部局横断的な取組の推進を図ります。

(2) 計画の周知

本計画を着実に推進し、効果を上げていくためには、市民や事業者、滞在者等の環境保全施策に対する理解と積極的な参画が必要となります。そのためにも、市は本計画の目的や取組内容について、市民や事業者、滞在者、関係機関等に対して広く周知・啓発するとともに、その趣旨の徹底に努めます。

(3) 各種計画との整合

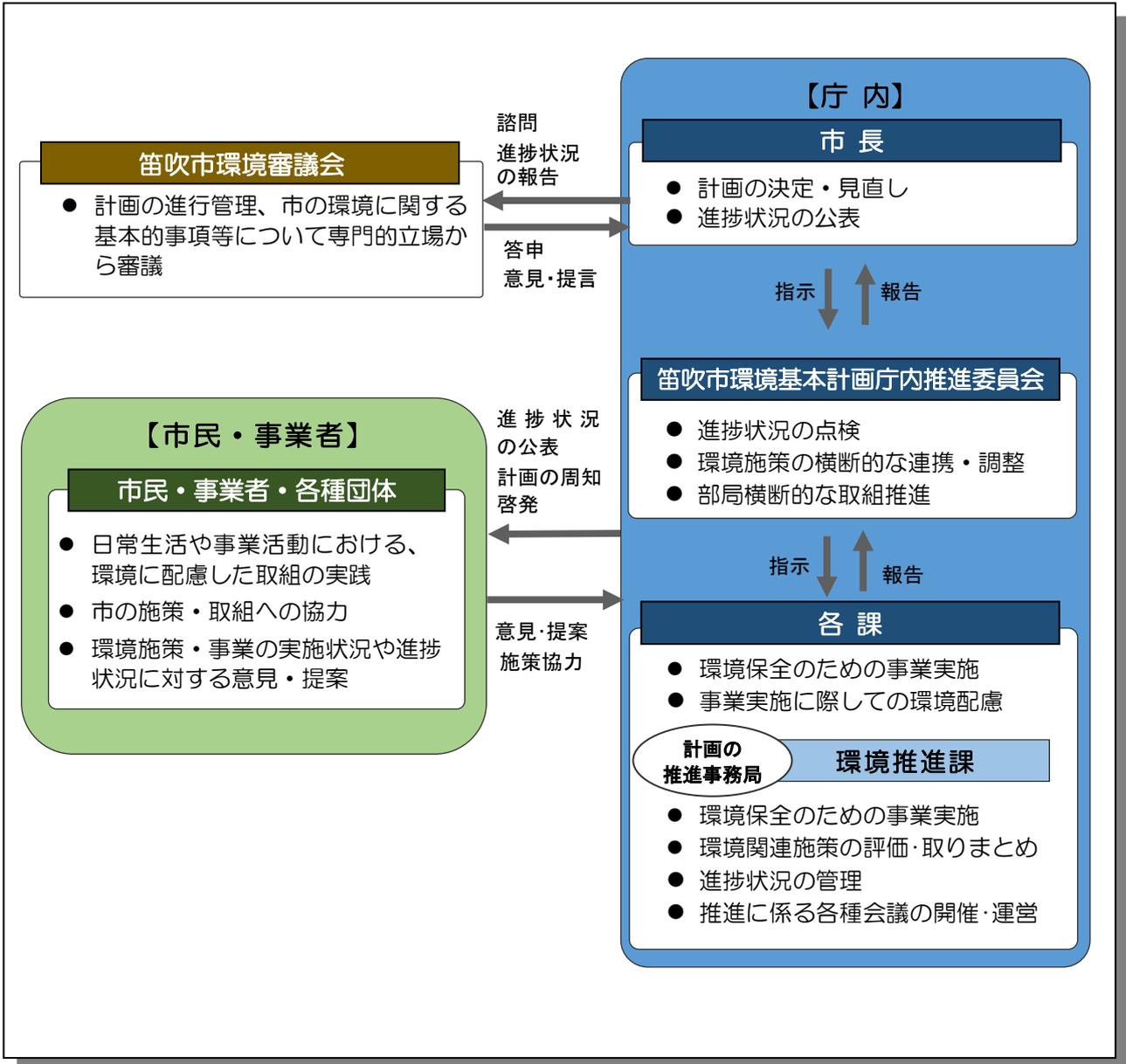
本計画は、環境の保全及び創造に関する本市の最も基本となる計画であり、本計画と市の他の行政計画との間には、環境の保全等に関し、整合が図られている必要があります。

このため、市の他の行政計画のうち、環境の保全及び創造に関する部分については、本計画の基本的な方向に沿って策定・推進するとともに、必要に応じて見直しを図ることとします。

(4) 周辺自治体との連携

笛吹川水系等の河川の水質浄化対策、廃棄物対策(不法投棄、5Rの推進)等、広域的な環境問題に取り組むに当たっては、国や山梨県、近隣自治体や一部事務組合等と連携・協力し、効果的に施策を推進します。

■ 図 計画の推進体制



2 計画の進行管理

(1) 計画の進捗状況の点検・公表

本計画の進行管理は、計画（Plan）→実施（Do）→点検・評価（Check）→改善（Act）のいわゆるPDCAサイクルに基づく、環境マネジメントシステムの手法を用いています。

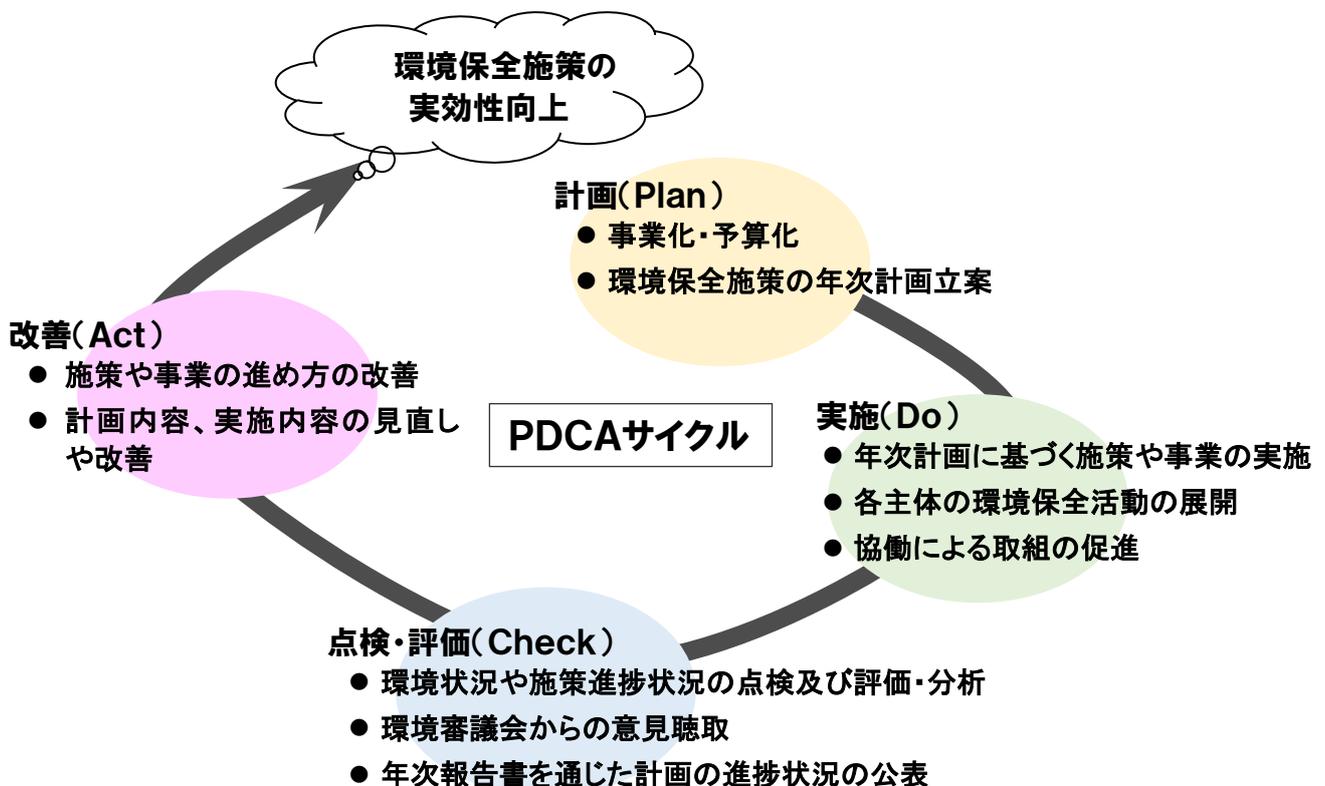
計画の進捗状況については、第5章で定めた環境施策の達成状況を調査し、現況を把握するとともに、経年的な動向を把握します。進捗状況の評価に際しては、笛吹市環境審議会に意見を求めます。

また、市の環境の状況と施策の実施状況等の点検・評価結果を「取組進捗状況」として公表します。公表した内容に対して、市民や事業者から意見を求め、次年度以降の計画の推進に反映します。

(2) 計画の見直し

計画期間のおよそ中間年にあたる5年目に、それまでの目標達成状況や施策の進捗状況等を点検・評価し、残りの計画期間での目標達成に向けた計画の見直しを行います。

また、本市を取り巻く環境や社会の状況の変化等に応じて、市民等の意見を反映させながら、笛吹市環境審議会に諮り、施策や目標等の見直しを行います。



3 経済的課題への対応

限られた財源の中で効率的かつ着実に計画を推進するため、財源の確保や財政負担を最小化するための方策や、活用可能な補助制度の抽出・整理、導入が考えられる経済的手法の検討を行い、円滑な計画の推進を財政面から担保します。

(1) 行政と市民等との連携

多様化・高度化する環境に対する市民ニーズに対応し、地域の実情に応じた柔軟な施策展開を図っていくためには、行政と市民が諸課題に対する共通認識を持ち、お互いの信頼関係をより一層深めた施策展開が必要です。また、本市の厳しい財政状況下では、こうした需要全てに行政だけで対応することは現実的には困難です。

そこで、「第4次笛吹市行財政改革大綱」等を踏まえ、情報提供等を通じた市民の行政への参画・協働のまちづくりを進め、行政と住民の役割分担の見直しを図り、財政負担を抑えつつ事業の効率的・効果的な推進に努めるものとします。

(2) 寄付金制度の活用

本市には、寄付を通じてまちづくりを応援していただく「ふるさと納税制度」があり、環境対策事業などその活用方法を寄付者に選んでいただけるようになっています。このような寄付金制度を活用するなどし、環境の保全及び創造に関する事業を効果的に推進していくとともに、趣旨を広く理解してもらい、より多くの協力を得ることに努めます。

(3) 国や山梨県、各種法人等の補助・支援制度の活用

事業の実施・推進に必要な財源を確保するため、国や山梨県等における市町村を対象とした環境保全に関する補助制度や支援制度の情報を幅広く収集し、積極的に制度の活用を検討します。